

國語成書考

吉 本 道 雅

一

『國語』現行本^{*1}は、周語3卷33章13,391字・魯語2卷37章7,181字・齊語1卷8章3,688字・晉語9卷127章28,782字・鄭語1卷2章1,686字・楚語2卷18章7,065字・呉語1卷9章4,951字・越語2卷9章3,652字の都合21卷243章70,396字より成る。その形式上の特徴は、國別史であることにあり、また内容上の特徴は、對話篇（「語」^{*2}）において賢者の發言が長々と聯ねられることにある。『國語』の書名は『史記』に初見する^{*3}が、その特徴を的確に示したものといえよう。

『國語』が均質でないことは、姚鼐「辨鄭語」（『惜抱軒集』文集五）が次のように論じている。

又其略載一國事者、周魯晉楚而已。若齊鄭呉越、首尾一事、其體又異。輯國語者、隨所得繁簡收之。

まずは「略載一國事」「首尾一事」を以て周魯晉楚語と齊鄭呉越語とを二分する。齊語が齊桓公霸業、鄭語が鄭桓公東遷、呉越語が越王句踐敗戦から呉王夫差滅亡といった一時もしくは比較的短期間の事件を記述するのに對し、周語が穆王～定王、魯語が莊公～哀公、晉語が晉哀侯敗死から晉陽包圍、楚語が莊王～惠王といった長期間に繫

*1 本稿においては、『國語』の底本として上海師範大學古籍整理組1978を用いる。『國語』の一般的な解題としては大野峻1969bを見よ。

*2 「語」については、大野峻1969aを見よ。

*3 『史記』五帝本紀「予觀春秋國語、其發明五帝德・帝繫姓章矣、顧弟弗深考、其所表見皆不虛」・十二諸侯年表「於是譜十二諸侯、自共和訖孔子、表見春秋國語學者所譏盛衰大指著于篇、爲成學治古文者要刪焉」・太史公自序「左丘失明、厥有國語」。

かる複数の章を擁することを指したものである。ついで姚鼐は、

而鄭語一篇、吾疑其亦周語之文、輯者別出之者。…若鄭人爲鄭語、宜載有鄭東遷建國後之事。子產引鄭書、安定國家、必大焉。先司馬叔游引惡貫醜正、實蕃有徒。然則鄭固有語、輯國語者、卒未得耶。

と、鄭語が本来、周語に属するものであったと推論する。魯齊晉楚吳越語が、それらの國の春秋時代の歴史を記述するのに對し、鄭桓公東遷に關する鄭語の記述は、春秋時代の鄭國に涉るところがなく、むしろ周幽王の敗滅を説明するものとなっているからである^{*4}。鄭語 1,686 字は、周語最長の下 03 太子晉諫靈王壅穀水章^{*5}の 1,227 字よりさらに長い、晉語二 08 里克殺奚齊而秦立惠公章が 1,704 字であることを想起すれば、周語の 1 章たりえない長さではない。さらに、

襄王三年而立晉侯、八年而隕於韓、十六年而晉人殺懷公。(周語上 14 內史興論晉文公必霸)

幽王八年而桓公爲司徒、九年而王室始騷、十一年而斃。(鄭語)

の「×王×年而」という紀年の書法が、周語と鄭語のみに見えるという事實とも相まって、姚鼐の推論は肯定するに足る。

周魯晉楚語につき注目されるのは、『左傳』との重複が認められる章が多く存在することである。『國語』研究の最重要課題ともいふべき『左傳』との關係は、これらの章の存在に由來するものに他ならない^{*6}。

筆者は、吉本 1989b において『國語』のこれらの章を分析した。そこでは、(1)『左傳』のみならず『公羊』『穀梁』の『春秋經』に對する解經に由來する表現が認められることから、これらの章は春秋三傳より降る、(2)『國語』が『左傳』を引用する際に、『呂氏春秋』『韓非子』と同様の訓詁(語彙句法の變更)が散見する、(3)『國語』が『呂氏春秋』『韓非子』に對應する章については『國語』の先行が認められる、の

* 4 大野 1969c。

* 5 章次・章題は上海師範大學古籍整理組 1978 に従う。

* 6 『國語』の研究史については、吉本 1989b、さらにごく近年の研究状況については、仇利萍・楊世文 2012・郭萬青 2013 を見よ。

三點を確認し、これらの章の成書が、戦国後期、『公羊』『穀梁』と『呂氏春秋』『韓非子』の間にあるという見通しを提示した。管見の限り、(1)～(3)の論點を具體的に否定する材料は以後出現しておらず、従って、前稿の結論には基本的に變更の必要を認めない。

吉本 1989b ではおよその絶對年代として、300-250BC を「戦国晩期」、250-207BC を「秦代」と稱し、『公羊』『穀梁』を「晩期稍早」、『呂氏春秋』『韓非子』を「秦代」の成書と見積もった上で、「晩期」を機械的に前後二分し、『國語』のこれらの章の成書年代を「前 3 世紀第 2 四半期」としたが、その後、吉本 2003b・2007 において、『公羊』『穀梁』の成書年代につき、より具體的に検討し、『公羊』は齊湣王（300-284BC）の時期の齊秦對立、『穀梁』は秦の范雎政權期（265-255BC）における魏安釐王の魯への壓迫をそれぞれ反映するという見解を得た。『穀梁』の成書年代が若干降ることに伴い、『國語』のこれらの章の成書年代は、前 3 世紀半ばあたりに絞り込まれることになる。

吉本 1989b では、周魯晉楚語の『左傳』との對應が認められる章に限定して分析を進め、その他の章、さらには齊鄭吳越語をも含めた『國語』全書の成立については「爾後の課題」とした。本稿は、この 25 年前の問題提起への回答を試みるものである。

齊吳越語は、周魯晉楚語とは異質である。姚鼐が指摘する「略載一國事」「首尾一事」の差異もさることながら、『左傳』との關係において両者は大きく異なる。周魯晉楚語に『左傳』と重複する章が多く見えることはすでに指摘したとおりだが、加えて、周魯晉楚語の記述する春秋史は基本的に『左傳』と矛盾しない。對するに、詳細は後述に委ねるが、齊語はごく一部に『左傳』の引用が認められるものの、たとえばそのかなりの部分を占めるいわゆる「參國伍鄙」などは、『左傳』に描かれた春秋時代の邑制・軍制とは明らかに異質である^{*7}。吳越語に至っては、『左傳』との重複が全く認められず、記述内容も『左傳』と矛盾する。さらに吳語・越語上・越語下は、同じく越王句踐の敗戦から吳王夫差の滅亡についてのそれぞれ獨自の記述である^{*8}。要す

* 7 吉本 1986。

* 8 吉本 1989a。

るに齊呉越語四卷は、それぞれが本来獨立した作品であったと判断される。

『國語』全書の成書過程を想定する場合、まずは周魯晉楚語が成立し、それに齊呉越語が附加されたものと推定される。こうした見通しのもと、本稿は、二～五で周魯晉楚語、六で齊呉越語を扱うものとする。

二

『國語』に限らないが、先秦文獻の研究には、定量的分析は必ずしも十分には行われていない^{*9}。本章では、卷章の字數に注目することによって、周魯晉楚語それぞれの構成上の特徴を確認することとする。

周魯晉楚語現行本は周語三卷・魯語二卷・晉語九卷・楚語二卷の構成を採るが、まずはこの分卷の根據を考える。周魯晉語のうち、晉語は最大の分量を擁する。まずは晉語を分析した上で、それとの比較で周魯楚語を分析することとする。

(1)晉語 各卷の字數は、一 3,798・二 3,764・三 2,739・四 6,228・五 1,697・六 2,233・七 1,733・八 3,949・九 2,641 と不均衡が甚だしい。この事實は、分卷が章群の内容を考慮したものであることを示唆する。これを踏まえて各卷の内容を粗々概括すると次のようになる。

晉語一・二	武公の登場から惠公即位まで
晉語三	惠公
晉語四	文公
晉語五	文公死後、鄆陵の戦の前年まで
晉語六	鄆陵の戦から厲公弑殺まで
晉語七	悼公
晉語八	平公
晉語九	平公の死から知伯敗滅まで

晉語一 02 史蘇論獻公伐驪戎勝而不吉～二 02 公子重耳夷吾出奔は、晉獻公の驪姫寵

* 9 野間 2010 は、年次ごとの字數を分析することで、『左傳』の包括的理解を試みている。

愛を端緒とし、太子申生の死、公子重耳・公子夷吾の出奔に歸結する一聯の事件を扱ったものであり、とりわけ晉語二 01 驪姫譖殺太子申生「反自稷桑」は、一最終章 09 申生伐東山「果敗狄於稷桑而反」に聯續する。従って一・二の分巻に限っては、内容ではなく字數に基づく。一 09 の 479 字を二に移すと、一 3,319・二 4,243 となり、不均衡が大きくなる。そのため、一 09 の後で一・二を分巻したのである。この事實は、まずは章が輯められ、その序列が固定されたのち、分巻が行われたことを示唆する。

(2)周語 各巻の字數は、上 3,885・中 4,102・下 5,404 である。上・中の分巻については、中 01 富辰諫襄王以狄伐鄭及以狄女爲后 709 字を上に移すと、上 4,594・中 3,393 となり、不均衡が大きくなる。まずは字數による分巻と判斷される。加えて、上 11～13 は惠王、中 01～05 は襄王に屬する。上 14 內史興論晉文公必霸は襄王に屬するが、上 13 內史過論晉惠公必無後と同様に王朝の晉への賜命を扱うので、その直後に置いたものである。従って、上・中の分巻は惠王・襄王の交代をも反映するものとなる。

ところが、中・下の分巻については問題がある。下 01 單襄公論晉將有亂・02 單襄公論晉周將得晉國は中 10 單襄公論郤至佻天之功と同様に單襄公に關わる。下 01 は 500 字、02 は 554 字であわせて 1,054 字、これを中に移すと中 5,156・下 4,350 となり、こちらの方が字數の不均衡が少ない。要するに、現行本の中下の分巻は、内容・字數ともに不自然ということになる。

ここで想起すべきは、鄭語が本來、周語に屬したとする姚鼐の説である。その場合、鄭語は、現行本周語西周部分の最終章にあたる上 10 西周三川皆震伯陽父論周將亡のあとに置かれたはずであり、上 01～10 の 2,319 字、鄭語 1,686 字をあわせて 4,005 字となる。ここで上 11～14 の 1,566 字を中 4,102 字にあわせると 5,668 字となり、下 5,372 字と均衡する。

周語は本來、

(現行) 周語上 01～10 + 鄭語 (原) 周語上 西周

(現行) 周語上 11～14 + 中・下 (原) 周語中下 春秋

として構成され、中・下は字數によって分巻されていたものとなる。現行周語中下の分巻は原周語のそれを踏襲したものにはかならない。周語中最終章 10 の 810 字を下

に移すと、原周語中 4,912 字・下 6,182 字となり、不均衡が大きくなる。

原周語の段階では上 4,005 字・中 5,668 字・下 5,372 字であったものが、上から鄭語 1,686 字が除かれ、上 2,319 字・中 5,668 字となる。上中の不均衡を是正すべく、現行の上 11～14 の 1,566 字が原周語中から上に移されて、現行の上中の分巻となったものである。中下の分巻がかえって不均衡を呈するという彌縫的な作業である。

(3)魯語 各巻の字数は、上 3,529・下 3,652 である。下 01 叔孫穆子聘於晉 282 字を上に移すと、上 3,811・下 3,370 となり、不均衡がより大きくなる。上下の分巻は字数に基づくものとなる。

(4)楚語 各巻の字数は、上 3,449・下 3,616 である。上最終章 09 左史倚相微司馬子期唯道是從の司馬子期は昭王の弟で、下 02・05・09 に登場する。上下は字数により分巻されたものとなる。

以上の所見によれば、晉語の分巻が、春秋時代の歴史的推移をいくつかの段階に分けて提示するという、具体的な歴史認識を反映するものであるのに對し、周語春秋部分および魯楚語の分巻は、春秋時代を一括し、字数によって機械的に二分するものに過ぎないことが確認される。周魯晉楚語における晉語の特權的な地位を示唆するものである。まずは、この事實を踏まえた上で、周魯晉楚語の内容に立ち入って晉語と周魯楚語の構成の相違の意味するところを考えてみよう。

三

周魯晉楚語につき、姚鼐は「略述一國事」と評するが、周語春秋部分 11,040 字・魯語 7,181 字・晉語 28,782 字・楚語 7,065 字、合計 54,068 字は、『左傳』178,552 字の 30%に過ぎず、春秋時代におけるそれぞれの國の歴史を満遍なく記述したものではありえない。晉語 127 章はまだしも、周語春秋部分 23 章・魯語 37 章・楚語 18 章と、周魯楚語は章数が著しく少なく、「略述一國事」はそも期待できない。特定の事件を選択したものに相違なく、従って選擇の基準が問題となる。まずは、晉語の内容上の特徴を確認した上で、周魯楚語を検討することにしよう。

(1)晉語 各巻のおよその内容は前章にすでに示したが、晉語四が 6,228 字の分量を

擁するという事実は、文公を最重要視していたことを明示する。逆に、晉語七が1,733字というわずかな分量で一卷を立てるのは、悼公の「復霸」をやはり重視したからにほかならない。要するに晉語は、晉の霸權に重點を置いた晉史を提示しているのである。

このように考えると、晉語一～三は文公登位の前提となる晉史の推移を記述したものと位置づけうる。晉語一 01 武公伐翼止欒共子無死の事件は、『左傳』桓三（709BC）に見えるが、實は『左傳』において武公が初見する事件である。武公は晉文侯死後、七十年にも及んだ晉の内亂を平定し、文公に至る王統を確立した。そのため特に一章が立てられたものであろう。同様に、晉語五・六は悼公登位の前提となる晉史の推移を記述したものと位置づけうる。ついで、晉語八が3,949字という比較的大きな分量で平公に一卷を費やすのは、七 04「歿平公、軍無秣政」・八 01「是以沒平公之身無内亂也」・八 11「自是沒平公無楚患」など平公までを「悼公復霸」の餘喘の及んだ時代とする歴史認識を反映する。晉語九ではもはや晉侯は全く登場せず、戰國時代への過渡期と位置づけているようである。

晉語九巻のうち、晉語五は1,697字で字数が最も少ない。03 趙宣子論比與黨～05 靈公使鉏麇殺趙宣子が趙宣子、06 范武子退朝告老～12 苗賁皇謂卻獻子爲不知禮が鞏の戰、13 車者論梁山崩・14 伯宗妻謂民不戴其上難必及が伯宗を扱ってそれぞれまとまりをなしているが、晉語六が鄢陵の戰から三卻誅滅、厲公弑殺という一聯の事件を扱うのに對し、一卷を通じた主題を見出しがたい。一體、晉語五の扱う時期は晉霸中衰の時代とみなされていた。

『左傳』成十六（575BC）	晉語六 07 范文子論勝楚必有内憂
卻至曰、韓之戰、惠公不振旅。 箕之役、先軫不反命。邲之師、荀伯不復從。 皆晉之恥也。	欒武子曰、昔韓之役、惠公不復舍。邲之役、三軍不振旅。箕之役、先軫不復命。 晉國固有大恥三。

晉語六 07 は、晉の「大恥」として、韓の役・邲の役・箕の役を挙げる。韓の役は晉語三に見えるが、箕の役・邲の役は晉語五の時期に屬する。箕の役は、『左傳』僖

三十三 (627BC) に見える。

狄伐晉、及箕。八月戊子、晉侯敗狄于箕。郤缺獲白狄子。先軫曰、匹夫逞志於君、而無討、敢不自討乎。免胄入狄師、死焉。狄人歸其元、面如生。

『左傳』はこれに引き續き、郤缺の逸話を記し、晉語五 01 はその部分を引く。

『左傳』 僖三十三 (627BC)	晉語五 01 臼季舉冀缺
初、臼季使過冀、見冀缺耨、其妻饁之。敬、相待如賓。 與之歸、言諸文公曰、敬、德之聚也。能敬必有德、德以治民、君請用之。臣聞之、出門如賓、承事如祭、仁之則也。 公曰、其父有罪、可乎。對曰、舜之罪也殛鯀、其舉也興禹。 管敬仲、桓之賊也、實相以濟。康誥曰、父不慈、子不祗、兄不友、弟不共、不相及也。詩曰、采葑采菲、無以下體。君取節焉可也。 文公以爲下軍大夫。 <u>反自箕、襄公以三命命先且居將、中軍、以再命命先茅之縣賞胥臣、曰、舉郤缺、子之功也。以一命命郤缺爲卿、復與之冀、亦未有軍行。</u>	臼季使、舍於冀野。冀缺耨、其妻饁之、敬、相待如賓。從而問之、冀芮之子也、與之歸。既復命、而進之曰、臣得賢人、敢以告。 文公曰、其父有罪、可乎。對曰、國之良也、滅其前惡、是故舜之刑也殛鯀、其舉也興禹。今君之所聞也。齊桓公親舉管敬子、其賊也。 公曰、子何以知其賢也。對曰、臣見其不忘敬也。夫敬、德之恪也。恪於德以臨事、其何不濟。 公見之、使爲下軍大夫。

だが、箕の戦に関わる部分（下線部）は引用しない。晉語五 01 はもっぱら文公の時代を記述することになり、その限りでは晉語四に属すべきだが、これが晉語五に

属するのは、僖三十二（628BC）の文公死後、僖三十三の『左傳』に取材したことを明示する。従って、晉語五 01 は箕の戦を意圖的に排除していることになる。

『左傳』宣十二（597BC）の邲の戦に對する忌避はさらに甚だしい。『左傳』成十六「荀伯不復從」を晉語六 07 は「三軍不振旅」に改め、當時の正卿（中軍將）であった荀林父（荀伯）を除くことで曖昧化している。また晉語五 04 趙宣子請師伐宋は、『左傳』文十七（610BC）「春、晉荀林父・衛孔達・陳公孫寧・鄭石楚伐宋」の宋への出兵を扱ったものだが、晉語五には趙宣子ばかりが見え、荀林父は見えない。荀林父の排除は、邲の戦への忌避に基づくものであろう^{*10}。

晉語五 05 靈公使鉏麇殺趙宣子・06 范武子退朝告老はそれぞれ『左傳』宣二（607BC）・宣十七（592BC）に取材する。すなわち、この間の 15 年間が缺落している。宣十二（597BC）の邲の戦はこの缺落期に属する。同様に、晉語五 13 車者論梁山崩は『左傳』成五（586BC）に取材し、14 伯宗妻謂民不戴其上難必及に見える伯宗殺害は、成十五（576BC）の事件であり、この間の 10 年も缺落している。晉語五に一貫した主題を見出したいという印象を受けるのは、これら缺落のためでもあろう。

晉語は、晉霸を損なうような事件を意圖的に排除した、偏向した作品であったと考えざるを得ない。

晉文公に先行する齊桓公の霸權に否定的にしか言及しないことも、この偏向を反映したものであろう。晉語において、齊桓公は、まずは、晉語二 06 宰周公論齊侯好示・07 宰周公論晉侯將死に見える。前者は『左傳』僖九（651BC）に取材するが、要するに桓公を批判するものであり、後者に至っては、「八年、爲淮之會。桓公在殯、宋人伐之」と、桓公死後の齊霸の衰落を記す。ついで晉語四 02 齊姜勸重耳勿懷は、桓公の公子重耳への厚遇を記し、その點は好意的といえるが、「桓公卒、孝公即位。諸侯叛齊」は、齊霸衰落を容赦なく記す。さらに、『左傳』によれば、僖九（651BC）「齊隰朋帥師會秦師、納晉惠公」・僖十（650BC）「夏、四月、周公忌父・王子黨會齊隰朋

* 10 『國語』も邲の戦に言及しないわけではないが、晉語七 02 晉悼公即位「邲之役、呂錡佐智莊子於上軍、獲楚公子穀臣與連尹襄老、以免子羽」・楚語上 04 蔡聲子論楚材晉用「襄老死于邲」だけであり、むしろ晉の戦果を強調し、敗戦を糊塗するものとなっている。

立晉侯」の如く、齊桓公は晉惠公の即位に介入しているが、晉語にはこれらの経緯は一切見えない。

(2)周語 まず指摘すべきは周語春秋部分 23 章のうち、上 12 ～ 14 ・ 中 01 ～ 06 ・ 10 ・ 下 01 ・ 02 ・ 04 ・ 09 の 14 章に晉が見えることである。

そのうち、上 12 内史過論神は晉獻公の虢征服、13 内史過論晉惠公必無後・14 内史興論晉文公必霸はそれぞれ晉惠公・文公の即位、中 01 富辰諫襄王以狄伐鄭及以狄女爲后～04 襄王拒殺衛成公は晉文公の霸業、06 定王論不用全烝之故は晉の士會の「法」^{*11}、10 單襄公論郤至佻天之功・下 01 單襄公論晉將有亂は三郤の亂、02 單襄公論晉周將得晉國は晉悼公即位に関わり、これら 11 章は、晉語の記述を直接補充するものとなっている。

さらに、中 05 王孫滿觀秦師は穀の戦、07 單襄公論陳必亡は楚莊王の北上に関わり、中 8 劉康公論魯大夫僂與侈・9 王孫說請勿賜叔孫僑如に示唆される叔孫僑如亡命は、魯語上 14 子叔聲伯辭邑に見える晉の郤犇の季孫行父抑留と一聯の事件である。これら 6 章は、晉語に見えない晉関係の事件を補充するものといえる。

上 12 ～ 下 02 の聯續する 18 章が、晉語を直接間接に補充することが確認された。上 11 鄭厲公與虢叔殺子頹納惠王には晉は見えないが、王子頹の亂の結果としての鄭の離反が、王子帶の亂の遠因であるという点から、中 01 と一聯の事件となる。

一方で、下 03 太子晉諫靈王壅穀水・05 單穆公諫景王鑄大錢～08 賓孟見雄雞自斷其尾には晉は見えず、04 晉羊舌肸聘周論單靖公敬儉讓咨は、晉の叔向の「語」だが、その内容はもっぱら周の單靖公を禮賛し、09 劉文公與萇弘欲城周は、晉の魏舒の成周築城に関わるが、その「語」は、衛の彪僂が、周の萇弘・劉氏を批判するものとなっている^{*12}。下 02 と 03 の間に内容上の斷絶を認めねばならない。

この事實は、周語の春秋部分が、当初、晉語を補充するものとして編輯され、つい

* 11 周語中 06 「武子遂不敢對而退。歸乃講聚三代之典禮、於是乎修執秩以爲晉法」の「晉法」は、晉語七 02 悼公即位「武子宣法以定晉國、至於今是用」の「法」に當たる。

* 12 周語下 09 は『左傳』昭三十二に取材するが、『左傳』における衛彪僂の言論は、「衛彪僂曰、魏子必有大咎、…」と、魏獻子を批判するものである。周語はこれを用いず、獨自の作文を行っている。

で方針が變更されて、西周部分と春秋末期部分が附加され、「略述一國事」の形式となったという過程を推定させる。

春秋部分冒頭の上 11 は、『左傳』莊十九 (675BC) ～莊二十一 (673BC) に對應するが、春秋經傳の開始 (722BC) から半世紀もの間が扱われていないのは、春秋部分が本来、晉語を補充するものであったために他ならない。『左傳』莊十六 (678BC) には、晉武公が内亂を平定し、周王朝より晉侯に公認されたことが見え、ついで莊十七 (677BC) には晉獻公の入朝が見える。『左傳』襄二十九

叔侯曰、虞・虢・焦・滑・霍・揚・韓・魏、皆姬姓也、晉是以大。若非侵小、將何所取。武獻以下、兼國多矣、誰得治之。

に見えるように、武公・獻公は晉の大國化を開始し、それが文公霸權の前提となったのである。周語春秋部分の開始時期は、そのような歴史認識に基づくものとなろう。

今ひとつ指摘しておかねばならないのは、周語が齊桓公に全く言及しないことである。とりわけ周襄王の即位、ついで第一次王子帶の亂の平定は、齊桓公の援助によるものであり、周語が「略述一國事」の内實を備えるのには齊桓公との關係を記述することが不可缺であったはずだが、それにも関わらず、周語は齊桓公に言及しない。晉語が齊桓公に否定的にしか言及しないことより一層徹底して齊が排除されているのである。

(3)魯語 上 01 ～下 08・下 09 ～ 21 に大きく二分され、前半では晉が散見するのに對し、春秋末期を扱った後半では晉が全く見えない。周語春秋部分と同様の傾向を呈しており、同様に、晉語を補充するものとして前半が編纂されたのち、後半が附加されて「略述一國事」の形式を採ったものとなろう。

上 01 ～下 08 の 24 章のうち、上 07 臧文仲說僖公請免衛成公・08 臧文仲請賞重館人・14 子叔聲伯辭邑・15 里革論君之過・下 01 叔孫穆子聘於晉・03 諸侯伐秦魯人以莒人先濟・07 叔孫穆子不以貨私免・08 子服惠伯從季平子如晉には晉が見え、上 16 季文子

* 13 晉語上 16「季文子相宣・成、無衣帛之妾、無食粟之馬」は、『左傳』成十六「范文子謂欒武子曰、季孫於魯、相二君矣。妾不衣帛、馬不食粟、可不謂忠乎」・襄五「季文子卒。大夫入斂、公在位、宰庀家器爲葬備、無衣帛之妾、無食粟之馬、無藏金玉、無重器備」を引用するが、成十六は季孫行父抑留の際の記述である。

論妾馬は、14 に見える晉の季孫行父抑留を補充する記述となり^{*13}、下 04 襄公如楚・05 季冶致祿に見える魯襄公朝楚は、晉語八 12 の宋の盟に起因するものであり、下 06 叔孫穆子知楚公子圍有篡國之心は、07 と同じく、晉語八 13 に見える虢の會に關わる。

以上 12 章は晉語を補充するものといえるが、ついで、これらと關聯する章として、上 05 臧文仲如齊告糴・06 展禽使乙喜以膏沐犒師・09 展禽論祭爰居非政之宜・10 文公欲弛孟文子與邱敬子之宅・11 夏父弗忌改昭穆之常は、上 07・08 の臧文仲、上 12 里革更書逐莒太子僕・13 里革斷宣公罟而棄之は、上 15 の里革、下 02 叔孫穆子諫季武子爲三軍は、下 01・03・06・07 の叔孫穆子に關わる。

これら 8 章は、上 05 が莊二十八（666BC）、下 02 が襄十一（562BC）の事件である。この間、魯史の推移にとってより重要な事件があったにも關わらず、8 章の事件が選ばれているのは、これらが晉語を補充する上掲 12 章をさらに補充するものだったからである。事件の選擇における晉語の支配的影響を認めるべきであろう。

一方、上 01 曹劌問戰・02 曹劌諫莊公如齊觀社・04 夏父展諫宗婦觀哀姜用幣・05 臧文仲如齊告糴は、ほかならぬ齊桓公と魯の交渉に關わるが、桓公は全く見えず、01・04 には「齊」字さえ見えない。上 06 展禽使乙喜以膏沐犒師は、『左傳』僖二十六（634BC）に取材するが、桓公に言及する部分（下線部）はことごとく削除されている。

『左傳』僖二十六	魯語上 06 展禽使乙喜以膏沐犒師
齊侯曰、魯人恐乎。對曰、小人恐矣、君子則否。齊侯曰、室如縣磬、野無青草、何恃而不恐。對曰、恃先王之命、昔周公・大	齊侯見使者曰、魯國恐乎。對曰、小人恐矣、君子則否。公曰、室如懸磬、野無青草、何恃而不恐。對曰、恃二先君之所職業。昔者成王命我先君周公及齊先君太
公股肱周室、夾輔成王。成王勞之而賜之盟、曰、世世子孫、無相害也。載在盟府、大師職之。	公曰、女股肱周室、以夾輔先王。賜女土地、質之以犧牲、世世子孫無相害也。
<u>桓公是以糾合諸侯而謀其不協、彌縫其闕</u>	

而匡救其災、昭舊職也。 及君即位、<u>諸侯之望曰、其率桓之功。</u>我 敝邑用不敢保聚、曰、<u>豈其嗣世九年而棄</u> <u>命廢職、其若先君何。</u>君必不然。恃此以 不恐。 齊侯乃還。	君今來討弊邑之罪、其亦使聽從而釋之、 必不泯其社稷。豈其貪壤地、而棄 先王之命。其何以鎮撫諸侯。恃此以 不恐。 齊侯乃許爲平而還。
---	--

春秋期の魯がもっとも頻繁に交渉したのが齊であることは言を俟たない^{*14}が、魯語では、齊は、上 06 のあとは、

遂作中軍。自是齊・楚代討於魯、襄・昭皆如楚。(下 02 叔孫穆子諫季武子爲三軍)

昔欒氏之亂、齊人聞晉之禍、伐取朝歌。我先君襄公不敢寧處、使叔孫豹悉帥敝賦、踣跂畢行、無有處人、以從軍吏、次於雍榆、與邯鄲勝擊齊之左、掎止晏萊焉、齊師退而後敢還。非以求遠也、以魯之密邇於齊、而又小國也。齊朝駕則夕極於魯國、不敢憚其患、而與晉共其憂、亦曰、庶幾有益於魯國乎。(下 08 子服惠伯從季平子如晉^{*15})

齊閭丘來盟、(下 20 閔馬父笑子服景伯)

にわずかに見えるのみである。齊を忌避する志向は顯著である。

上 03 匠師慶諫莊公丹楹刻桷は、上 02 と同年の同じく莊公の失政に関わる。

上 01 ～ 06 は、晉文公以前を扱う。上 06 は、晉語四 02「桓公卒、孝公即位。諸侯叛齊」の具體例にはかならず、晉文公制霸の必然性を説明したものともなる。上 01 は『左傳』

* 14 山田 2004 によれば、『春秋經』には「齊侯」が 121 例見え、「晉侯」の 86 例を上まわる。

* 15 ちなみに下 08 は『左傳』昭十三 (529BC) に取材しつつ、引用部など独自の作文を加えている。ここでは、『左傳』襄二十三 (550BC)「齊侯遂伐晉、取朝歌。爲二隊、入孟門、登大行、張武軍於焚庭。戊郟邵、封少水、以報平陰之役、乃還。趙勝帥東陽之師以追之、獲晏犇。八月、叔孫豹帥師救晉、次于雍榆」に基づきつつも、「我先君襄公不敢寧處、使叔孫豹悉帥敝賦」は『左傳』襄八「敝邑之人不敢寧處、悉索敝賦」、「以魯之密邇於齊、而又小國也。齊朝駕則夕極於魯國」は『左傳』成十六「若朝亡之、魯必夕亡。以魯之密邇仇讎、亡而爲讎、治之何及」を踏まえており、『國語』の作者が『左傳』を全面的に咀嚼吸収し、自在に應用しえたことを明示する。

莊十 (684BC)、02 は莊二十三 (671BC) に取材し、莊十九 (675BC) ～莊二十一 (673BC) に取材する周語上 11 と同時期である。周語と同様に、莊十七 (677BC) における晉武公の公認ないし莊十八 (676BC) の晉獻公朝王を上限とするものであったとすれば、まずは上 02 が冒頭にあり、同じく曹劌に關わるため、上 01 が加えられたものとなるろう。

このように、魯語も周語と同様に当初は晉語を補充するものとして編輯されたが、方針を變更し、春秋末期を扱う下 09 ～ 21 が附加されることとなる。これらのうち、下 09・18・19・21 は孔子、下 10 ～ 17 は公父文伯之母に關わる。

孔子關係の 4 章を魯語がこの順番に並べた根據を考えると、下 09 季桓子穿井獲羊の季桓子は定五 (504BC) に立ち^{*16}、19 孔丘論檣矢「仲尼在陳」については、『春秋經』哀三 (492BC) 「五月辛卯、桓宮僖宮災」に對する『左傳』哀三に「孔子在陳」が見え、21 孔丘非難季康子以田賦の季康子田賦は『左傳』哀十一 (484BC) に見える。問題は 18 孔丘論大骨「吳伐越、墮會稽」で、『左傳』哀元 (494BC) に吳が越を伐ち會稽を包圍したことが見えるので、それ以降となる。孔子の出奔は、『論語』微子「齊人歸女樂、季桓子受之。三日不朝、孔子行」によれば、季桓子の時代となり、『史記』孔子世家はこの事件を定十四 (496BC) に繋げるが、『左傳』において孔子出奔が確認される年次の最も早い記述は、上掲の哀三である。季桓子は同年七月に卒している。魯語は 18 を哀元～哀三の間に繋げ、定五～哀三の間で時期の特定できない 09 をその前に置いたものであろう。ついで下 10 ～ 17 のうち、10・12・14 には季康子が見えるので、季桓子が見える 09 のあとにまとめて挿入したものであろうが、それは、18 を季桓子の時代に繋げることと矛盾し、要するに魯語の杜撰である。下 20 閔馬父笑子服景伯「齊閔丘來盟」は『左傳』哀八 (487BC) に見えるが、これが採録されたのは、「楚恭王能知其過而爲恭」が、後述するように、晉語を補充するものとして輯められていた楚語上 02 に呼應するためであろう。

總じていって下 09 以下は『左傳』と呼應する部分が少なく、事件の年代も判然としない不確かな材料が多い。これは、魯が定十 (500BC) に晉の同盟を離脱し、それ

* 16 『春秋經』定五「六月丙申、季孫意如卒」に季桓子の先代、季平子の死が見える。

以後もっぱら齊・呉と交渉したためである。とりわけ齊との交渉に関わる『左傳』の記述が、『國語』において忌避すべき材料であったことはすでに贅言に及ばない。一方で、「略載一國事」の必要があったため、孔子や公父文伯之母に関わる逸話の類を並べて形式的に要件を満たしたのである。

(4)楚語 上 01 ～ 08・上 09 ～ 下 09 で二分される。前半は上 01 申叔時論傅太子之道・02 子囊議恭王之諡が恭王、03 屈建祭父不薦芟・04 蔡聲子論楚材晉用が屈建（令尹子木）、05 伍舉論臺美而楚殆～ 08 白公子張諷靈王宜納諫が靈王に関わる。恭王は、晉語六 03 ～ 10 に見える鄢陵の戦、屈建は晉語八 11・12 に見える宋の盟、靈王は晉語八 13 に見える虢の會においてそれぞれ楚を代表する人物であり、従って前半は、晉語を補充するものとなる。

上 01 は、「莊王使士亹傅太子箴」とあるように、莊王が登場するものの、太子箴すなわち恭王の「傳」に關する「語」であって、むしろ恭王に関わるものというべきである。上 02 は『左傳』襄十三に取材するが、『左傳』の「未及習師保之教訓」が削除されているのは、上 01 で「傳」を設けたとすることに對應したものに他ならない。

『左傳』襄十三	楚語上 02 子囊議恭王之諡
楚子疾、告大夫曰、不穀不德、少主社稷、生十年而喪先君、 <u>未及習師保之教訓</u> 、而應受多福、是以不德、而亡師于鄢、以辱社稷、爲大夫憂、其弘多矣。若以大夫之靈、獲保首領、以歿於地、唯是春秋寵窆之事、所以從先君於禰廟者、請爲靈若厲。大夫擇焉。莫對。及五命、乃許。秋、楚共王卒。子囊謀諡。大夫曰、君有命矣。子囊曰、君命以共、若之何毀之。赫赫楚國、而君臨之、撫有蠻夷、奄征南海、以屬諸夏、而	恭王有疾、召大夫曰、不穀不德、失先君之業、覆楚國之師、不穀之罪也。若得保其首領以歿、唯是春秋所以從先君者、請爲靈若厲。大夫許諾。王卒、及葬、子囊議諡。大夫曰、王有命矣。子囊曰、不可。夫事君者、先其善不從其過。赫赫楚國、而君臨之、撫征南海、訓及諸夏、其寵大矣。有是寵也、而

知其過、可不謂共乎。請諡之
共。大夫從之。

知其過、可不謂恭乎。若先君善、則請爲
恭。大夫從之。

對するに、後半は、晉語と関わらない昭王期および恵王期の白公勝の亂までを扱う。周語・魯語と同様、楚語も當初、晉語を補充すべく編輯されたものが、方針の變更によって春秋末期部分を附加し、「略述一國事」の形式を満たしたものとなる。

『左傳』には楚武王以降の記述があり、また晉語四にも成王が登場するが、楚語が實質的に恭王以降に記述を限定したのは、何より晉の「大恥」であった邲の戦の相手であった莊王に言及することを嫌ったためであろう。

楚語の晉語との関係について示唆的な材料を提供するのが、上 04 蔡聲子論楚材晉用である。基本的には『左傳』襄二十六（547BC）に取材するが、『左傳』のほかの部分も柔軟に用いており、周魯晉楚語における『左傳』の咀嚼を示す好個の事例である。少しく立ち入って分析してみよう。

晉に仕えた楚の亡命者として、『左傳』襄二十六は(2)析公・(3)雍子・(4)申公巫臣・(5)苗賁皇を列するが、楚語は苗賁皇の代わりに王孫啟を加え、①王孫啟・②析公・③雍子・④申公巫臣の順に列する。苗賁皇は、晉語五 12 苗賁皇謂卻獻子爲不知禮・六 08 范文子論德爲福之基の二回、晉語にすでに登場しているので、重複を嫌って王孫啟と取り替えたものであろう。

①昔令尹子元之難、或譖王孫啟於成王、王弗是、王孫啟奔晉、晉人用之。及城濮之役、晉將遁矣、王孫啟與於軍事、謂先軫曰、是師也、唯子玉欲之、與王心違、故唯東宮與西廣寔來。諸侯之從者、叛者半矣、若敖氏離矣、楚師必敗、何故去之。先軫從之、大敗楚師、則王孫啟之爲也。

この一節は『左傳』に見えない。令尹子元の亂は『左傳』莊三十（664BC）に見えるが、王孫啟は楚語にしか見えない。

「或譖王孫啟於成王、王弗是、王孫啟奔晉、晉人用之」は②「或譖析公臣於王、王弗是、析公奔晉、晉人用之」・③「昔雍子之父兄譖雍子於恭王、王弗是、雍子奔晉、晉人用之」と構文を同じくする。(3)「雍子之父兄譖雍子、君與大夫不善是也、雍子奔晉。晉人與之鄙、以爲謀主」の構文を流用したものである。

城濮の役は『左傳』僖二十八（632BC）に見え、晉語四 18 はこれを引用し、四 21・25 にも言及される。

「晉將遁矣」は、(2)に見える。

「唯子玉欲之、與王心違、故唯東宮與西廣寔來」は、『左傳』僖二十八

子玉使伯棼請戰、曰、非敢必有功也、願以閒執讒慝之口。王怒、少與之師、唯西廣・東宮與若敖之六卒實從之。

に據る。

「諸侯之從者、叛者半矣」は、『左傳』に見えない。單なる文飾である可能性が大きいが、清華簡『繫年』 7 に「令尹子玉遂率鄭・衛・陳・蔡及群蠻夷之師以交文公」とあり^{*17}、『左傳』によれば鄭・衛は參戰していないので、それを「諸侯之從者、叛者半矣」と稱したものかもしれない。

「若敖氏離矣、楚師必敗」について、『左傳』僖二十八「子玉以若敖之六卒將中軍、曰、今日必無晉矣。子西將左、子上將右」の楚の軍帥、子玉（成得臣）・子西（鬬宜申）・子上（鬬勃）はともに若敖氏に屬する。韋昭注「若敖氏、子玉同族。離、謂不欲戰也」によれば、「若敖氏」は子西・子上を指すことになるが、『左傳』には明文はない。

「大敗楚師」は、『春秋經』僖二十八「夏、四月己巳、晉侯・齊師・宋師・秦師及楚人戰于城濮、楚師敗績」『左傳』

胥臣蒙馬以虎皮、先犯陳・蔡。陳・蔡奔、楚右師潰。狐毛設二旆而退之。欒枝使輿曳柴而偽遁、楚師馳之。原軫・郤溱以中軍公族橫擊之、狐毛・狐偃以上軍夾攻子西、楚左師潰。楚師敗績。子玉收其卒而止、故不敗。

の「楚師敗績」に相當する。「敗績」は『春秋經』『左傳』のほぼ専用語といってよいが、『左傳』はしばしば『春秋經』の「×師敗績」を「(大)敗×師」に改める^{*18}。楚語の「大敗楚師」も『春秋經』『左傳』の「楚師敗績」を前提にこれを改めたものとなる。

(2)子儀之亂、

②昔莊王方弱、申公子儀父爲師、王子變

* 17 吉本 2013。

* 18 吉本 2013。

析公奔晉。晉人寅諸戎車之殿、以爲謀主。	爲傅、使師崇、子孔帥師以伐舒。變及儀父施二帥而分其室。師還至、則以王如廬、廬戢黎殺二子而復王。或譖析公臣於王、王弗是、 析公奔晉、晉人用之。
繞角之役、晉將遁矣、析公曰、楚師輕窵、易震蕩也。若多鼓鈞聲、以夜軍之、楚師必遁。晉人從之、楚師宵潰。晉遂侵蔡襲沈、獲其君。敗申息之師於桑隧、獲申麗而還。鄭於是不敢南面。楚失華夏、則析公之爲也。	寔讒敗楚、 使不規東夏、則析公之爲也。

(2)が「子儀之亂」の一句で片付けるものを、②は『左傳』文十四（613BC）

楚莊王立、子孔・潘崇將襲群舒、使公子變與子儀守、而伐舒蓼。二子作亂、城郢、而使賊殺子孔、不克而還。八月、二子以楚子出、將如商密。廬戢黎及叔麇誘之、遂殺鬬克及公子變。初、鬬克囚于秦、秦有穀之敗、而使歸求成。成而不得志、公子變求令尹而不得、故二子作亂。

を引用しつつ増補する。

子儀（鬬克）は『左傳』僖二十五（635BC）

秋、秦・晉伐郤。楚鬬克・屈禦寇以申息之師戍商密。秦人過析隈、入而係輿人以圍商密、昏而傅焉。宵、坎血加書、僞與子儀・子邊盟者。商密人懼曰、秦取析矣、戍人反矣。乃降秦師。囚申公子儀・息公子邊以歸。楚令尹子玉追秦師、弗及、遂圍陳、納頓子于頓。

に「申公子儀」と見える。

王子變を『左傳』文十四は「公子變」に作る。楚の王子・王孫を『左傳』は公子・公孫に作る。「天王」たる周王以外の王を認めない『春秋經』に従うものである。『左傳』は地の文で「楚王」を一切用いず、『春秋經』に従って「楚子」に作る。一方で「楚

×王」は地の文でも用いる。『春秋經』においては、隱八「夏、六月己亥、蔡侯考父卒。…八月、葬蔡宣公」の如く、侯伯子男にも諡號は「公」を用いる。一方で、楚については、宣十八「甲戌、楚子旅卒」の如く「楚子」の爵號を用いて「卒」を記すが、「葬楚×王」と諡號において「王」を用いることを憚って楚王の「葬」を記さない。『左傳』は『春秋經』の書法を一部緩和し、侯伯子男に「公」の諡號を用いることに準じて、「楚×王」の諡號は用いる。『國語』も『左傳』と同様に、地の文では「楚子」を用い、『國語』が『春秋經』の傳である『左傳』を前提とすることを再確認させる。王子・王孫は『左傳』にも少數だが散見し、公子・公孫への改變を失念したものとなる。『國語』においては、ここの「王子燮」のほか、『左傳』成十七の公子蔑を晉語六 10 が「王子發鉤」に作り、また『左傳』では地の文に用いない「王孫勝」を楚語下 09 が地の文に用いるなど、『左傳』よりも改變が粗漏である印象を受ける。

申公子儀・王子燮がそれぞれ師・傅をつとめたことは、『左傳』文十四には見えない。師・傅を並列することは、『左傳』文六「既成、以授太傅陽子與大師賈佗、使行諸晉國、以爲常法」に初見する。師崇を『左傳』文十四は潘崇に作る。『左傳』文元「商臣聞之而未察、告其師潘崇曰」には、潘崇が太子商臣（穆王）の「師」であったことが見える。②「燮及儀父施二帥而分其室」は『左傳』文十四に見えない。

ついで、(2)「繞角之役」は、『左傳』成六（585BC）「晉欒書救鄭、與楚師遇於繞角。楚師還」では「楚師還」とあるだけであり、また(2)「晉遂侵蔡襲沈、獲其君、敗申息之師於桑隧、獲申麗而還、」は、成六「晉師遂侵蔡。楚公子申・公子成以申息之師救蔡、禦諸桑隧」と成八（583BC）「晉欒書侵蔡、遂侵楚、獲申驪。楚師之還也、晉侵沈、獲沈子揖」が混在しており、年代記的記述から二次的に創作された説話的記述と覺しい。

留意すべきは、②がこれらの具體的な記述を全く省略していることである。晉語五が扱う晉霸中衰の時代に屬し、晉語と同様、この時期の記述を嫌ったものとなる。

(3)雍子之父兄譖雍子、君與大夫不善是也。雍子奔晉、晉人與之郤、以爲謀主。	③昔雍子之父兄譖雍子於恭王、王弗是、雍子奔晉、晉人用之。
---------------------------------------	------------------------------

彭城之役、晉楚遇於靡角之谷。晉將遁矣。雍子發命於軍曰、歸老幼、反孤疾、二人役歸一人、簡兵蒐乘、秣馬蓐食、師陳焚次、明日將戰。行歸者而逸楚囚、楚師宵潰。晉降彭城而歸諸宋、以魚石歸。楚失東夷、子辛死之、則雍子之爲也。	及鄢之役、晉將遁矣、雍子與於軍事、謂欒書曰、楚師可料也、在中軍王族而已。若易中下、楚必歆之。若合而陷吾中、吾上下必敗其左右、則三萃以攻其王族、必大敗之。欒書從之、大敗楚師、王親面傷、則雍子之爲也。
---	---

③「及鄢之役、晉將遁矣、雍子與於軍事、謂欒書曰」は、①「及城濮之役、晉將遁矣。王孫叔與於軍事、謂先軫曰」と構文を同じくする。『左傳』襄二十六には、苗賁皇に關わる記述として、

(5)若敖之亂、伯賁之子賁皇奔晉。晉人與之苗、以爲謀主。鄢陵之役、楚晨壓晉軍而陳、晉將遁矣。苗賁皇曰、楚師之良、在其中軍王族而已。若塞井夷竈、成陳以當之、欒范易行以誘之、中行二郤、必克二穆。吾乃四萃於其王族、必大敗之。晉人從之、楚師大敗、王夷師燬、子反死之。鄭叛吳興、楚失諸侯、則苗賁皇之爲也。がある。「鄢陵之役」以下は、成十六（575BC）

甲午晦、楚晨壓晉軍而陳。軍吏患之。范匄趨進、曰、塞井夷竈、陳於軍中、而疏行首。晉楚唯天所授、何患焉。

苗賁皇言於晉侯曰、楚之良、在其中軍王族而已。請分良以擊其左右、而三軍萃於王卒、必大敗之。

を素材とした作文であり、③はそれを流用している。

③「王親面傷」は、(5)「王夷」に当たり、成十六「射共王中目」に由來する。「面傷」は『左傳』哀二「無面傷」に見える。

(3)「彭城之役」は、『左傳』成十八（573BC）

冬、十一月、楚子重救彭城、伐宋。宋華元如晉告急。…晉侯師于臺谷以救宋。遇楚師于靡角之谷、楚師還。

に、「晉降彭城」は『左傳』襄元（572BC）「春、己亥、圍宋彭城。…彭城降晉、晉人以宋五大夫在彭城者歸、寘諸瓠丘」に見える。

(4)子反與子靈爭夏姬、而雍害其事、子靈奔晉。晉人與之邢、以爲謀主。	④昔陳公子夏爲御叔娶於鄭穆公、生子南。子南之母亂陳而亡之、使子南戮於諸侯。莊王既以夏氏之室賜申公巫臣、則又畀之子反、卒於襄老。襄老死于郟、二子爭之、未有成。恭王使巫臣聘於齊、以夏姬行、遂奔晉。晉人用之、
扞禦北狄、通吳於晉、教吳叛楚、教之乘車・射御・驅侵、使其子狐庸爲吳行人焉。吳於是伐巢、取駕、克棘、入州來。楚罷於奔命、至今爲患、則子靈之爲也。	寘通吳、晉使其子狐庸爲行人於吳、而教之射御、導之伐楚。至于今爲患、則申公巫臣之爲也。

④「昔陳公子夏爲御叔娶於鄭穆公、生子南」の「陳公子夏」は楚語にしか見えない。「御叔」は、『左傳』成二

巫臣曰、是不祥人也。是夭子蠻、殺御叔、弑靈侯、戮夏南、出孔儀、喪陳國、何不祥如是。人生實難、其有不獲死乎。天下多美婦人、何必是。

に、「鄭穆公」は『左傳』昭二十八「是鄭穆少妃姚子之子、子貉之妹也」に見える。

「子南」は夏徵舒の字だが、『左傳』では上掲成二に「夏南」と見えるのみである。

巫臣・子反が夏姬を争うことは、(4)にも見えるが、『左傳』成二

楚之討陳夏氏也、莊王欲納夏姬、申公巫臣曰、…王乃止。子反欲取之、巫臣曰、…子反乃止。王以子連尹襄老。襄老死於郟、不獲其尸。其子黑要烝焉。

には異なった経緯が見える。成七「子反欲取夏姬、巫臣止之、遂取以行、子反亦怨之」は、成二に矛盾しないが、「子反亦怨之」を加えることで、「子反與子靈爭夏姬」に接近している。

④「恭王使巫臣聘於齊、以夏姬行、遂奔晉」は、『左傳』成二

及共王即位、將爲陽橋之役、使屈巫聘於齊、且告師期、巫臣盡室以行。…及鄭、

使介反幣、而以夏姬行。將奔齊、齊師新敗、曰、吾不處不勝之國。遂奔晉、而因郤至。以臣於晉。晉人使爲邢大夫。

に基づく。

④「通吳」は、『左傳』成七

巫臣請使於吳、晉侯許之。吳子壽夢說之。乃通吳于晉、以兩之一卒適吳、舍偏兩之一焉。與其射御、教吳乘車、教之戰陳、教之叛楚。寘其子狐庸焉、使爲行人於吳。吳始伐楚、伐巢、伐徐、子重奔命。馬陵之會、吳入州來、子重自鄭奔命。子重・子反於是乎一歲七奔命。蠻夷屬於楚者、吳盡取之、是以始大、通吳於上國。

に見える。

(4)は、成七（584BC）に見える「吳於是伐巢、取駕、克棘、入州來。楚罷於奔命、至今爲患」に言及するが、④は「導之伐楚。至于今爲患」とだけ記して、具體的な事件に言及しない。

楚語上 04 について最も注目したいのは、晉楚交戦について、晉語に見える城濮の戦が①として加えられ、③において鄢陵の戦が存置される一方で、②④においては、『左傳』成六～成八に由来する晉の楚・吳との関係にかかわる具體的な記述が削除されていることである。成六～成八は晉語五の時期に当たり、晉語が晉霸中衰のゆえを以て、この時期の記述に不熱心であったことは上述の如くである。晉語のそのような偏向が、楚語にも確かに踏襲されているのである。

楚語について附言すべきは、楚語下 07 王孫圉論國之寶「楚雖蠻夷」の如く、楚を蠻夷とする言説が散見することである。上掲の楚語上 02 子囊議恭王之諡が、『左傳』襄十三「撫有蠻夷、奄征南海、以屬諸夏」を「撫征南海、訓及諸夏」と改めるのも、「蠻夷」を楚の「撫有」の対象、すなわち楚にとっての他者とし、かつ楚が「諸夏」を「屬」という『左傳』の言説を嫌ったためであろう。『春秋經』は楚王を「楚子」と表記することで楚を蠻夷視する。『左傳』は「楚子」を襲用するものの、楚を蠻夷と明言する事例は一つとしてなく、これは『春秋經』に對する『左傳』の重大な變更というべきである^{*19}。楚語が『左傳』を頻用しながらも、その一方で楚を蠻夷視することは、

* 19 吉本 2003b・2007。

『左傳』に對する獨自性と評價できよう。

四

周魯晉楚語のうち、紀年をもつのは周語・晉語のみである。本章では、これら紀年のありかたを検討する。

(1)晉語「(×公) ×年」の紀年は、晉語 127 章のうち、わずか 16 章にしか見えず、このことは、紀年が特に意圖的に補われたことを示唆する。晉語にはまた二つの事件の間を「×年」と記す事例も散見する。あわせて概觀すると以下の如くである。

①晉語一 07 獻公作二軍以伐霍「十六年、公作二軍、公將上軍、太子申生將下軍以伐霍」；「十六年」の前に「獻公」が省略されている。晉語一 02・03・05 に「獻公」が見えるので、これを前提に省略されたものである。晉語の紀年が、章の序列が固定されたのちに附加されたことを示唆するものとなる。

07 の事件は、『左傳』閔元（661BC）に見える。従って、晉語は、獻公元年を 676BC に置いていたことになるが、春秋經傳には獻公の先代、武公の卒は見えない。(1)『竹書紀年』の如き晉紀年を用いた年代記、あるいは(2)晉侯の年數表、を利用した可能性がある。(2)の場合、『春秋經』僖九（651BC）「晉侯僝諸卒」に獻公の卒が見えるので、獻公二十六年の年數から元年を逆算できる。しかし、一方で、『左傳』莊十八（676BC）「春、虢公・晉侯朝王、王饗醴、命之宥。皆賜玉五穀、馬三匹」を即位にともなう入朝と解し、この年次を獻公元年に見立てた可能性もないではない。

②09 申生伐東山「十七年（660BC）冬、公使太子伐東山」は『左傳』閔二（660BC）「冬、十二月、…晉侯使太子申生伐東山皋落氏」に見える。

③晉語二 01 驪姬譖殺太子申生「反自稷桑、處五年」；申生の死は『左傳』僖四（656BC 獻公二十一年）に見え、閔二から數えて「五年」となる。

④02 公子重耳夷吾出奔「二十二年（655BC）、公子重耳出亡」；『左傳』僖五（655BC）に見える。「處一年、公子夷吾亦出奔」；『左傳』僖六（654BC 獻公二十三年）に見える。「居二年、驪姬使奄楚以環釋言」；僖六（654BC 獻公二十四年）に当たるが、『左傳』には見えない。晉語獨自の材料に基づく。「四年、復爲君」；惠公即位は『左傳』僖九

(651BC 獻公二十六年)「齊隰朋帥師會秦師、納晉惠公」に見え、僖六から数えて「四年」となる。

⑤ 03 虢將亡舟之僑以其族適晉「舟之僑…以其族適晉。六年、虢乃亡」；舟之僑の出奔は、『左傳』閔二（660BC 獻公十六年）に見える。虢の滅亡は『左傳』僖五（655BC 獻公二十二年）「冬、十二月丙子朔、晉滅虢、虢公醜奔京師」に見え、閔二から数えて「六年」となる。

⑥ 07 宰周公論晉侯將死「八年、爲淮之會」；07 は 08 宰周公論齊侯好示「葵丘之會」を承ける。葵丘の會は『左傳』僖九（651BC）に見える。淮の會は『左傳』僖十六（644BC 惠公七年）に見え、僖九から数えて「八年」となる。

⑦ 08 里克殺奚齊而秦立惠公「二十六年（651）、獻公卒」；獻公卒は『左傳』僖九（651BC）に見える。

⑧ 晉語三 02 惠公改葬共世子「惠公即位、出共世子而改葬之、…十四年、君之冢嗣其替乎」；共世子改葬は『左傳』僖十（650BC）に見える。懷公殺害を、『左傳』は僖二十四（636BC）二月戊申に繋げるが、晉語四 12 は前年（僖二十三 637BC）十二月に繋げる。僖十から数えて「十四年」となる。

⑨ 06 秦侵晉止惠公於秦「六年（645BC）、秦歲定、帥師侵晉、至於韓」；韓の戦は『左傳』僖十五（645BC）に見える。僖九（651BC）の獻公卒の翌年 650BC を惠公元年とする。

⑩ 08 惠公斬慶鄭「十五年、惠公卒」；惠公卒は『左傳』僖二十三（637BC）に見える。僖九（651BC）の獻公卒年を惠公元年としている。「十五年」の年数は、

汲郡竹書紀年曰、晉惠公十五年、秦穆公率師送公子重耳、涉自河曲。（『水經注』河水）

竹書紀年云、晉惠公十有五年、秦穆公率師送公子重耳、圍令狐・桑泉・臼衰、皆降于秦師。狐毛與先軫禦秦、至於廬柳、乃謂秦穆公使公子繫來與師言、退舍、次於郇、盟於軍。（『水經注』涑水）

など『竹書紀年』^{*20}にも見えており、晉系の年代記もしくは年数表に基づくものと

* 20 『竹書紀年』については、方詩銘・王修齡 1991 に拠る。

なろう。06「六年」とは1年の差がある。この事實は逆に、晉語の紀年が基本的に『左傳』から推算されていることを示唆する。

⑪晉語四 01 重耳自狄適齊「公在狄十二年」；『左傳』僖二十三「處狄十二年而行」に見える。晉語二 02「(獻公)二十二年(655BC)」から数えると644BC(僖十六・惠公七年)に当たる。「十有二年、必獲此土」；五鹿攻略は、『左傳』僖二十八(632BC)「正月、戊申、取五鹿」に見える。晉語は『左傳』の「正月」を晉曆十一月に見立て、前年(僖二十七・文公四年)に繋げたものであろう。僖十六から数えて「十二年」となる。

【晉語四 12 秦伯納重耳於晉】 (十) [七] 月、惠公卒。 十二月、秦伯納公子。… 甲午 31、軍于廬柳。秦伯使公子繫如師、師退、次于郇。辛丑 38、狐偃及秦・晉大夫盟于郇。壬寅 39、公入于晉師。甲辰 41、秦伯還。丙午 43、入于曲沃。丁未 44、入絳、即位于武宮。戊申 45、刺懷公于高梁。 【晉語四 13 寺人勃鞞求見文公】 公懼、乘駟自下、脫會秦伯于王城、告之亂故。及己丑 26、公宮火、二子求公不獲、遂如河上、秦伯誘而殺之。 【晉語四 15 文公修內政納襄王】 元年春、公及夫人嬴氏至自王城。秦伯納衛三千人、實紀綱之僕。	【『左傳』 僖二十三】 九月、晉惠公卒。… 【『左傳』 僖二十四】 春、王正月、秦伯納之、… 二月甲午、晉師軍于廬柳。秦伯使公子繫如晉師、師退、軍于郇。辛丑、狐偃及秦・晉之大夫盟于郇。壬寅、公子入于晉師。丙午、入于曲沃。丁未、朝于武宮。戊申、使殺懷公于高梁。… 三月、晉侯潛會秦伯于王城。 己丑晦、公宮火、瑕甥・郤芮不獲公、乃如河上、秦伯誘而殺之。 晉侯逆夫人嬴氏以歸。秦伯送衛於晉三千人、實紀綱之僕。…
--	--

冬、襄王避昭叔之難、居于鄭地汜。使來告難、 【晉四 16 文公出陽人】 二年春、公以二軍下、次於陽樊。右師取昭叔于溫、殺之于隰城。左師迎王于鄭。王入于成周、遂定之于郟。	冬、王使來告難曰、 【『左傳』 僖二十五】 晉侯辭秦師而下。三月甲辰、次于陽樊。右師圍溫、左師逆王。 夏、四月丁巳、王入于王城、取大叔于溫、殺之于隰城。
---	--

⑫ 12 は『左傳』の「二月」を「十二月」に作り、明示的ではないが、「三月」を閏十二月としている模様である。『左傳』を建子暦とした上で、建寅暦の月を提示したものである。建寅暦に基づく『左傳』以前の原資料が存在し、晉語がそれを利用しえたと考えることも不可能ではないが、晉語七 02 悼公即位「二月乙酉、公即位」が、『左傳』成十八「二月乙酉朔、晉侯悼公即位于朝」をそのまま用いていることを考慮するならば、12 は、文公即位を惠公卒年に置く晉系資料の情報に基づき、『左傳』と二箇月ずれる晉暦を假構したに過ぎないと思われる。

惠公卒を『左傳』は「九月」とする。12 は「十月」とするが、これは「七月」の誤寫であろう。13 の「(閏月)己丑」の事件のあとに、15 が「元年春」を置くのは、『左傳』僖二十四 (636BC) の「三月…己丑晦」に基づき、己丑の事件の翌日が『左傳』では四月となり、晉暦では正月となるという判断である。晉語は僖二十四 (636BC) を文公元年としていることになる。『左傳』の「冬」(十～十二月)は、晉暦では八～十月、十月が重なるので 15 はそのまま「冬」とし、『左傳』僖二十五の「三月」「四月」は晉暦では正月・二月となるので、16 はこれを「二年春」としたものである。

⑬ 18 「文公立四年 (633BC)、楚成王伐宋」；『左傳』僖二十七 (633BC) 「冬、楚子及諸侯圍宋」に見える。

⑭ 25 「文公即位二年、欲用其民」；『左傳』僖二十七「晉侯始入而教其民、二年、欲用之、」に據る。

⑮ 晉語五 02 寧嬴氏論貌與言「陽處父如衛、反、過甯、…期年、乃有賈季之難、陽

子死之」；陽處父如衛は、『左傳』文五（622BC 襄公六年）に、陽處父殺害は文六（621BC 襄公七年）に見える。

⑩ 晉語六 03 晉敗楚師於鄢陵「厲公六年、伐鄭」；鄢陵の戦は、『左傳』成十六（575BC）に見える。晉景公の卒は『春秋經』成十（581BC）に見え、厲公元年は成十一（580BC）となる。

⑪ 09 范文子論私難必作「七年（574BC）夏、范文子卒。冬、難作、始於三郤、卒於公」；范文子卒は、『左傳』成十七（574BC）「六月戊辰、士燮卒」に、三郤の亂以下は、「（十二月）壬午、胥童・夷羊五帥甲八百、將攻郤氏。…閏月乙卯晦、欒書中行偃殺胥童」および成十八（573BC）「春、王正月庚申、晉欒書・中行偃使程滑弑厲公、葬之于翼東門之外、以車一乘、」に見える。

⑫ 晉語七 03 悼公始合諸侯「始合諸侯于虛朶以救宋、…（三）〔元〕年、公始合諸侯。四年、諸侯會于雞丘、…五年、諸戎來請服、使魏莊子盟之、於是乎始復霸。四年、會諸侯於雞丘、魏絳爲中軍司馬」；雞丘の會は『左傳』襄三（570BC）、諸戎來請服は襄四（569BC）に見えるので、晉語は悼公元年を厲公卒年たる成十八（573BC）に置いている。虚朶の盟は『左傳』成十八に見えるので、晉語の「三年」は「元年」の誤となる。「於是乎始復霸」までは悼公復霸までをあらかじめ概観した部分で、「四年、會諸侯於雞丘、魏絳爲中軍司馬」および 05 魏絳諫悼公伐諸戎「五年、無終子嘉父使孟樂因魏莊子納虎豹之皮以和諸戎」はその具體的内容となっている。

⑬ 08 悼公賜魏絳女樂歌鍾「十二年（562BC）、公伐鄭、軍于蕭魚」；『左傳』襄十一（562BC）に見える。

⑭ 晉語八 01 陽畢教平公滅欒氏「平公六年、箕遺及黃淵、嘉父作亂、不克而死。…居三年、欒盈晝入、爲賊於絳」；箕遺らの誅殺は『左傳』襄二十一（552BC）に見える。悼公卒は、『春秋經』襄十五（558BC）に見え、翌年襄十六（557BC）を平公元年とすると襄二十一は「平公六年」となる。欒盈の亂は『左傳』襄二十三（550BC 平公八年）に見え、襄二十一から数えて「三年」となる。

⑮ 17 醫和視平公疾「平公有疾、秦景公使醫和視之、…十年、平公薨」；「平公有疾」は『左傳』昭元（541BC）に見える。平公卒は『春秋經』昭十（532BC 平公二十六年）に見え、昭元から数えて「十年」となる。

以上整理すると、晉語の紀年は以下の如くである。太字は「(×公) ×年」を明示するもの、*を附したものは、二つの事件の間の「×年」から年次が推算できるものである。

獻公十六年 (晉一 07)・十七年 (晉一 09)・二十一年 (*晉二 01)・二十二年 (晉二 02・*03)・二十三年 (*晉二 02)・二十四年 (*晉二 02)・二十六年 (*晉二 02・08)

惠公六年 (晉三 06)・七年 (*晉二 07・*晉四 01)・十四年 (*晉三 02)・十五年 (晉三 08)

文公元年 (晉四 15)・二年 (晉四 16・晉四 25)・四年 (*晉四 01・晉四 18)

襄公六年 (*晉五 02)・七年 (*晉五 02)

厲公六年 (晉六 03)・七年 (晉六 09)

悼公元年 (晉七 03)・四年 (晉七 03)・五年 (晉七 03・晉七 05)・十二年 (晉七 08)

平公六年 (晉八 01)・八年 (*晉八 01)・二十六年 (*晉八 17)

二つの事件の間の「×年」から年次が推算できるものは、目立たないが数は多い。晉語が『左傳』の紀年を遺漏無く吸収していることが了解される。そうした中で、「(×公) ×年」を明示する年次は、晉語が特段に重大事件とみなしたものであったと思われる。さらに文公即位前後において晉曆を假構する、あるいは悼公復霸の梗概を記すなどは、文公制霸・悼公復霸をとりわけ重視する晉語の特徴をあらためて確認させる。

(2)周語 紀年のありかたは、晉語といささか異なる。まずは春秋部分の紀年を概観しよう。

①周語上 11 鄭厲公與虢叔殺子頹納惠王「惠王 (三) [二] 年、邊伯・石速・蔦國出王而立子頹。王處於鄭三年」；邊伯らの反亂は『左傳』莊十九 (675BC)、平定は莊二十一 (673BC) に見える。惠王の鄭への出奔は莊二十 (674BC) 「夏、鄭伯遂以王歸、王處於櫟」に見えるので、「王處於鄭三年」は「二年」になるはずである。「三年」は莊十九～二十一を数えたものであろう。問題は惠王の紀年で、下章によれば、惠王元年は 676BC、三年は 674BC となるので、「惠王三年」は「二年」の誤となる。

② 12 内史過論神「十五年 (662BC)、有神降於莘、…十九年 (658BC)、晉取虢」；「十五年」の前の「惠王」が省略されている。「有神」は『左傳』莊三十二 (662BC) に見え、

惠王元年は676BCとなる。僖王崩は春秋經傳に見えないので、上述の晉獻公の場合と同様に周語が独自の材料を用いた可能性がある。「晉取虢」は、『左傳』僖二（658BC）「夏、晉里克、荀息、帥師會虞師伐虢、滅下陽」を指す。

③ 13 内史過論晉惠公必無後「襄王三年（650BC）而立晉侯、八年（645BC）而隕於韓、十六年（637BC）而晉人殺懷公。懷公無冑、秦人殺子金・子公」；この部分は章末に附されている。惠王崩は『左傳』僖七（653BC）「閏月、惠王崩。襄王惡大叔帶之難、懼不立、不發喪、而告難于齊」に見える。周語は僖八（652BC）を襄王元年とする。韓の戦は『左傳』僖十五（645BC）に見える。懷公および子金（呂甥）・子公（卻芮）^{*21} 殺害は、上述の如く『左傳』は僖二十四（636BC）に繋げるが、晉語は前年に繋げる。周語はこれに従うものであろう。

「立晉侯」は、『左傳』僖十（650BC）「夏、四月、周公忌父・王子黨會齊隰朋立晉侯」に当たり、周語の「襄王三年」はこれを指すが、本章の内史過の賜命は、『左傳』僖十一（649BC 襄王四年）に見え、「襄王三年而立晉侯」とは食い違う。この事實は、章末にまとめて置かれていることとも相まって、この一段が、二次的に附加されたことを明示する。

④ 14 内史興論晉文公必霸「襄王十六年（637BC）、立晉文公。二十一年（632BC）、以諸侯朝王于衡雍、且獻楚捷、遂爲踐土之盟、於是乎始霸」；章末に置かれている。13 とともに、「襄王」が附されている。「立晉文公」は前章の懷公殺害と同様に、『左傳』は僖二十四（636BC）に繋げるが、晉語は前年に繋げ、周語はこれに従う。踐土の盟は、『左傳』僖二十八（632BC）に見える。

⑤ 周語中 01 富辰諫襄王以狄伐鄭及以狄女爲后「襄王十三年（640BC）、鄭人伐滑。王使游孫伯請滑、鄭人執之」；「襄王」が附されているのは、上 14 で「二十一年」があるため、「十三年」のみだと次王と誤る可能性があったからであろう。「鄭人伐滑」は『左傳』僖二十（640BC）に見える。「十七年（636BC）、王降狄師以伐鄭」。『左傳』僖二十四（636BC）に見える。「十八年（635BC）、…晉文公納之」。『左傳』僖二十五

* 21 卻芮の字である子公は『左傳』には見えない。原資料に関する包括的な考察は別稿に譲るが、『國語』には晉卿に関する独自の材料が散見することをとりあえず指摘しておく。

(635BC) に見える。

⑥ 05 王孫滿觀秦師「二十(四)[六]年(627BC)、秦師將襲鄭、過周北門」;『左傳』僖三十三(627BC)に見える。

⑦ 07 單襄公論陳必亡「(定王)六年(601BC)、單子如楚。八年(599BC)、陳侯殺於夏氏。九年(598BC)、楚子入陳」;匡王崩は『春秋經』宣二(607BC)に見え、定王元年は宣三(606BC)となる。「單子如楚」は『左傳』に見えず、獨自の材料に基づく。陳公弑殺は『左傳』宣十(599BC)、楚子入陳は宣十一(598BC)に見える。

⑧ 08 劉康公論魯大夫僂與侈「定王八年(599BC)、使劉康公聘於魯」;「八年」に「定王」をあらためて冠するのは、前章で「(定王)九年」が見えるからである。劉康公の聘は、『左傳』宣十(598BC)に見える。「十六年(591BC)、魯宣公卒。赴者未及、東門氏來告亂、子家奔齊。簡王十一年(575BC)、魯叔孫宣伯亦奔齊、成公未歿二年」;魯宣公薨は宣十八(591BC)、叔孫宣伯出奔は、『左傳』成十六(575BC)に見え、魯成公薨は成十八(573BC)である。周語は簡王元년을成六(585BC)とするが、定王崩は『左傳』成五(586BC)に見える。

⑨ 09 王孫說請勿賜叔孫僑如「簡王八年(578BC)、魯成公來朝、使叔孫僑如先聘且告」;「八年」に「簡王」を冠するのは、前章に「簡王十一年」が見えるためである。魯成公の朝は『左傳』成十三年(578BC)に見える。

⑩ 周語下 01 單襄公論晉將有亂「簡王十一年(575BC)、諸侯會于柯陵。十二年(574BC)、晉殺三郤。十三年(573BC)、晉侯弑、於翼東門葬、以車一乘。齊人殺國武子」;柯陵の會は、『春秋經』成十六(575BC)「公會尹子・晉侯・齊國佐・邾人伐鄭」*²²を指す。三郤の難は『左傳』成十七(574BC)、晉厲公弑殺・國武子殺害は成十八(573BC)に見える。

⑪ 03 太子晉諫靈王壅穀水「靈王二十二年(550BC)、穀・洛門、將毀王宮」・⑫ 05 單穆公諫景王鑄大錢「景王二十一年(524BC)、將鑄大錢」;『左傳』には見えず、獨自の材料に基づく。

* 22 公序本草注は「經書」として、「公會尹子・單子・晉侯・齊國佐・邾人于柯陵、以伐鄭」に作る。
詳細は上海師範大學古籍整理組 1978 の案語を見よ。

⑬ 06 單穆公諫景王鑄大鍾「二十三年（522BC）、王將鑄無射、而爲之大林。…二十四年（521BC）、鍾成、伶人告和。…二十五年（520BC）、王崩、鍾不和」；『左傳』昭二十一（521BC）に「春、天王將鑄無射」とあり、本章の異傳だが、「二十三年」の紀年は本章にしか見えず、獨自の材料による。景王崩は、『左傳』昭二十二（520BC）に見える。

⑭ 09 劉文公與萇弘欲城周「敬王十年（510BC）、劉文公與萇弘欲城周、爲之告晉。…二十八年（492BC）、殺萇弘」；上述の如く、景王崩は『左傳』昭二十二（520BC）に見えるので、敬王元年は昭二十三（519BC）となる。成周築城は『左傳』昭三十二（510BC）、萇弘殺害は哀三（492BC）に見える。

以上のように、周語春秋部分 23 章のうち、14 章に「（×王）×年」の紀年が見える。さらに残る 9 章についても、

① 周語中 02 襄王拒晉文公請隧「晉文公既定襄王于郟、王勞之以地、辭、請隧焉」

② 03 陽人不服晉侯「王至自鄭、以陽樊賜晉文公」

は、周語中 01 の「（襄王）十八年（635BC）」に当たり、

③ 04 襄王拒殺衛成公「溫之會、晉人執衛成公歸之于周」は『左傳』僖二十八（632BC）に、

④ 06 定王論不用全烝之故「晉侯使隨會聘于周」は宣十六（593BC）に見え、

⑤ 10 單襄公論郤至佻天之功「晉既克楚于鄢、使郤至告慶于周。…郤至歸、明年死難」の郤至聘周は『左傳』成十六（575BC）、三郤の亂は成十七（574BC）に見える。

⑥ 下 02 單襄公論晉周將得晉國は、『左傳』成十八（573BC）に見える晉悼公即位に関わり、

⑦ 07 景王問鍾律於伶州鳩は、06 の異傳であり、『左傳』昭二十一（521BC）に見え、

⑧ 08 賓孟見雄雞自斷其尾は『左傳』昭二十二（520BC）に見える。

年次が特定できないのは、下 04 晉羊舌肸聘周論單靖公敬儉讓咨のみなのである。同じく紀年を附するにしても、晉語が限定的であるのに對し、周語は網羅的であり、またそれ以前に周語は年次の明白な材料を精選していることがわかる。周語のこうしたありかたは、周魯晉楚語における周語の特權的な地位を反映するものに他ならない。周語の特權性については、次章に述べる。

五

三では、周魯楚語がまずは晉語を補充するものとして編輯されたことを論じたが、これに關聯して、晉語と周語・魯語、および周語と魯語が同じ事件を扱った章がある。

(1) 晉語四 16 文公出陽人・周語中 02 襄王拒晉文公請隧

二年春、公以二軍下、次於陽樊。右師取昭叔于溫、殺之于隰城。左師迎王于鄭。

王入于成周、遂定之于郟。王饗醴、命公胙侑。公請隧、弗許。曰、(晉語四 16)

晉文公既定襄王于郟、王勞之以地、辭、請隧焉。王不許、曰、(周語中 02)

晉語は、『左傳』僖二十五

晉侯辭秦師而下。三月甲辰、次于陽樊。右師圍溫、左師逆王。夏、四月丁巳、王入于王城、取大叔于溫、殺之于隰城。戊午、晉侯朝王。王饗醴、命之宥。請隧、弗許、曰、

によるが、「王入于王城」を「王入于成周、遂定之于郟」に改め、周語は晉語の「遂定之于郟」に基づき「晉文公既定襄王于郟」に作る。『左傳』→晉語→魯語の先後關係が確認される。

(2) 晉語四 16 文公出陽人・周語中 03 陽人不服晉侯

【晉語四 16】	【周語中 03】
<u>賜公南陽陽樊・溫・原・州・陘・絺・組・攢茅之田。</u> <u>陽人不服</u>、公圍之、將殘其民、<u>倉葛呼曰</u>、君補王闕、以順禮也。	王至自鄭、以陽樊賜晉文公。 <u>陽人不服</u>、晉侯圍之。<u>倉葛呼曰</u>、王以晉君爲能德、故勞之以陽樊、陽樊懷我王德、是以未從於晉。謂君其何德之布以懷柔之、使無有遠志。今將大泯其宗祏、而蔑殺其民人、<u>宜吾不敢服也</u>。夫三軍之所尋、將蠻・夷・戎・狄之驕逸不虔、於

陽人<u>未狎君德</u>、而<u>未敢承命</u>。君將殘之、無乃非禮乎。陽人有夏・商之嗣典、有周室之師旅、樊仲之官守焉、其非官守、 則皆王之父兄甥舅也。君定王室而殘其姻族、民將焉放。敢私布於吏、唯君圖之。 公曰、是君子之言也。迺出陽人。	是乎致武。此羸者陽也、未狎君政、故未承命。君若惠及之、唯官是徵、其敢逆命、何足以辱師。君之武震、無乃玩而頓乎。 臣聞之曰、武不可觀、文不可匿。觀武無烈、匿文不昭。陽不承獲甸、而祇以觀武、臣是以懼。不然、其敢自愛也。且夫陽、豈有裔民哉。 夫亦皆天子之父兄甥舅也、若之何其虐之也。 晉侯聞之、曰、是君子之言也。乃出陽民。
---	--

晉語は、『左傳』僖二十五（635BC）

與之陽樊・溫・原・欒・茅之田。晉於是始起南陽。陽樊不服、圍之。蒼葛呼曰、德以柔中國、刑以威四夷、宜吾不敢服也。此誰非王之親姻、其俘之也。乃出其民。

に據りつつ、『左傳』に對して獨自の表現を用いている。下線部はおおむね、そうした晉語獨自の表現が周語にも認められる部分である。一方で、周語の「宜吾不敢服也」は、晉語に見えず、『左傳』に見える。周語は晉語を參照しつつ、あらためて『左傳』にも取材したものとなる。

(3) 晉語八 13 趙文子請免叔孫穆子・魯語下 07 叔孫穆子不以貨私免

對曰、豹也受命於君、以從諸侯之盟、爲社稷也。若魯有罪、而受盟者逃、必不免、是吾出而危之也。（晉語八 13）

穆子曰、非女所知也。承君命以會大事、而國有罪、我以貨私免、是我會吾私也。（魯語下 07）

それぞれ『左傳』昭元

叔孫曰、諸侯之會、衛社稷也。我以貨免、魯必受師。是禍之也、何衛之爲。

に基づく。魯語「我以貨私免」は『左傳』「我以貨免」に據るが、その直前の「承君命以會大事、而國有罪」が『左傳』「諸侯之會、衛社稷也」と全く表現が異なるのは、

晉語「豹也受命於君、以從諸侯之盟、爲社稷也。若魯有罪」を参照したためである。晉語は、「諸侯之會」を「以從諸侯之盟」に改めた上で、その前に「豹也受命於君」を置き、「衛社稷也」はほぼそのままに「爲社稷也」とし、『左傳』の下文「魯國有罪」に基づいて「若魯有罪」を挿入している。魯語は晉語の「爲社稷也」を除き、「若魯有罪」を「而國有罪」に改める。さらに「受命於君、以從諸侯之盟」に相當する表現として、『左傳』襄二十五「子奉君命、以會大事」を用いて「承君命以會大事」としている。

(4)周語中 04 襄王拒殺衛成公・魯語上 07 臧文仲說僖公請免衛成公

魯語上 07

溫之會、晉人執衛成公歸之于周、使醫鳩之、不死、醫亦不誅。臧文仲言於僖公曰、
…公說、行玉二十穀、乃免衛侯。自是晉聘於魯、加於諸侯一等、爵同、厚其好貨。

衛侯聞其臧文仲之爲也、使納賂焉。辭曰、外臣之言不越境、不敢及君。

の下線部は、『左傳』僖三十

公爲之請、納玉於王與晉侯、皆十穀。王許之。秋、乃釋衛侯。

に據るが、『左傳』の周王が魯語では見えなくなっている。これは衛成公殺害を周襄王が拒否したとする周語中 04

溫之會、晉人執衛成公歸之于周。晉侯請殺之、王曰、不可。…晉人乃歸衛侯。
を踏まえたものに相違ない。

以上の事例から、周語・魯語の晉語引用、魯語の周語引用が確認される。三の作業によって、周魯晉楚語が、[1] 晉語、[2] 周魯楚語の晉霸に關聯する諸章、[3] 周語西周部分および周魯楚語の春秋末期を扱った諸章、の順番で成立したことが、それに對應して、全書の形式が、晉史から各國史へと展開したことがすでに推定されたが、本節の作業によって、[1] → [2] の推移、すなわち晉語が確かに周語・魯語に先行すること、さらに [2] においては周語が魯語に先行することが確認されたわけである。

このように、[1] ～ [3] は段階的に進行しているが、周語・魯語が齊桓公およびそれ以降の齊に觸れない、楚語が晉霸中衰の時代に觸れないといった具合に、周魯楚語に晉語と同様の方針が維持されていることが確認される。その限りにおいて、[1] ～ [3] は同一人物ないし集團の作品と推定される。晉史の偏重という点からいって、この人物ないし集團が晉人に屬することは容易に推定されよう。

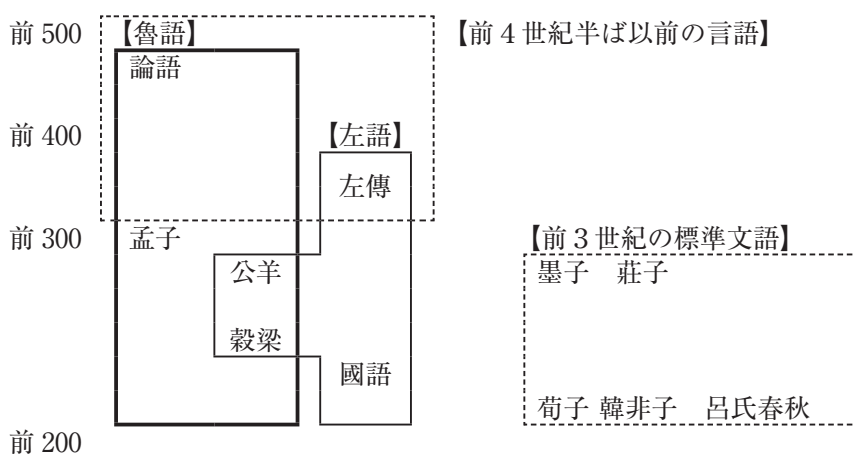
周魯晉楚の序列は、晉史から各國史へと展開した段階で決定されたものであろう。周は王朝であるため冒頭に置かれ、魯は春秋史の基軸である春秋經傳の本國として次に置かれ、爭霸の當事國としての晉・楚がこれに續く。この段階で、周語には紀年が補われた模様である。そのことは、上述の如く、本來、周語西周部分の最終章であった鄭語と周語上 14 が「×王×年而」という紀年の書法を共有するという事実に傍證される。

四に指摘した、周語における紀年の網羅性、あるいは紀年の確實な材料の精選は、周語を冒頭に置き、周王朝を中心とする周魯晉楚語のありかたを反映するものであろう。

六

齊語・呉語・越語上・越語下はそれぞれ獨立した作品である。

これらの成書年代については、まずは語彙句法の時代性が手がかりとなる。下圖は先秦諸文獻の使用言語に關する概念圖であり、Bernhard Karlgren の所見^{*23}に若干の私見を加えている。「前 3 世紀の標準文語」は、ごく單純化していえば、『左傳』に見えず、いわゆる諸子百家の著作によく初見する語彙句法を指す。



* 23 Karlgren1926.

この圖は吉本 1992 に提示したが、その後、1998 年に『郭店楚墓出土竹簡』（文物出版社）が公刊され、2001 年以降『上海博物館藏戰國楚竹書』（上海古籍出版社）が逐次公刊されるようになった。「前 3 世紀の標準文語」については、 $2257 \pm 65\text{BP}$ すなわち、前 307 年の前後 65 年と報告されている^{*24} 上博楚簡にも散見するので、実際には、少なくとも特定の語彙句法については、前 4 世紀まで遡るものと見てよからう。

齊吳越語について、「前 3 世紀の標準文語」に屬する語彙句法が散見することをまずは確認しておく。

(1) 齊語

『左傳』僖九	齊語 07
夏、會于葵丘。尋盟、且脩好、禮也。 王使宰孔賜齊侯胙、曰、天子有事于文武、使孔賜伯舅胙。齊侯將下拜。 孔曰、且有後命、天子使孔曰、以伯舅耄老、加勞賜一級、無下拜。 對曰、天威不遠顔咫尺、小白余敢貪天子之命、無下拜。恐隕越于下、以遺天子羞。敢不下拜。下拜、登受。	葵丘之會、 天子使宰孔致胙於桓公、曰、余一人之命有事於文・武、使孔致胙。 且有後命曰、以爾自卑勞、實謂爾伯舅、無下拜。 <u>桓公召管子而謀、管子對曰、爲君不君、爲臣不臣、亂之本也。桓公懼、</u> 出見客曰、天威不遠顔咫尺、小白餘敢承天子之命曰、爾無下拜、恐隕越於下、以爲天子羞。遂下拜、升受命。 <u>掌服大輅、龍旗九旒、渠門赤旂、諸侯稱順焉。</u>

齊語において唯一明示的に『左傳』引用が確認される部分であるが、下線部は齊語の附加である。「桓公召管子而謀」の「召××而謀」は、『管子』小匡のほかには、『呂

* 24 朱淵清 2002。

氏春秋』 1 例・『韓非子』 1 例・『戰國策』 2 例しか見えない。

(2)呉語 冒頭の一節は次の如くである。

吳王夫差起師伐越、越王句踐起師逆之。大夫種乃獻謀曰、夫吳之與越、唯天所授、王其無庸戰。夫申胥・華登簡服吳國之士於甲兵、而未嘗有所挫也。夫一人善射、百夫決拾、勝未可成也。夫謀必素見成事焉、而後履之、不可以授命。王不如設戎、約辭行成、以喜其民、以廣侈吳王之心。吾以卜之於天、天若棄吳、必許吾成而不吾足也、將必寬然有伯諸侯之心焉。既罷弊其民、而天奪之食、安受其燼、乃無有命矣。

「[國名] 國之士」は、『孟子』 1 例、『墨子』 3 例、『商君書』『戰國策』 各 1 例、「未嘗有所×」は『孟子』『莊子』 各 1 例、「罷弊」は呉語下文にもう 1 例見えるほか、『墨子』『呂氏春秋』 各 1 例および『戰國策』 4 例が見える。

(3)越語上 同じく冒頭の一節は次の如くである。

越王句踐棲於會稽之上、乃號令於三軍曰、凡我父兄昆弟及國子姓、有能助寡人謀而退吳者、吾與之共知越國之政。大夫種進對曰、臣聞之賈人、夏則資皮、冬則資絺、旱則資舟、水則資車、以待乏也。夫雖無四方之憂、然謀臣與爪牙之士、不可不養而擇也。譬如蓑笠、時雨既至必求之。今君王既棲於會稽之上、然後乃求謀臣、無乃後乎。句踐曰、苟得聞子大夫之言、何後之有。執其手而與之謀。

「號令」は、『墨子』號令篇の篇題のほか、『管子』 30 例^{*25}・『呂氏春秋』 5 例・『韓非子』 9 例・『戰國策』 6 例、『周禮』・『禮記』 月令各 1 例、「與之共」は、『戰國策』楚策一「江尹因得山陽君與之共惡昭奚恤」の 1 例、「進對」は呉語に 5 例、『儀禮』大射・『管子』大匡各 1 例、「爪牙之士」は『墨子』『荀子』 各 2 例、「時雨」は、齊語に 2 例、『孟子』 3 例・『莊子』 1 例・『管子』 5 例・『呂氏春秋』 7 例・『荀子』 1 例・『韓非子』 2 例および『禮記』 月令 3 例・孔子閒居 1 例、『周禮』 1 例、「然後乃」は、越語下に 1 例、『老子』 1 例・『禮記』 三年問 1 例・『戰國策』 1 例、「謀臣」は齊語に 1 例、『管子』 2 例・『韓非子』 9 例・『戰國策』 13 例が見える。

* 25 『管子』については、前漢の成書と目される（金谷 1987）輕重類は数えない。以下同じ。

(4)越語下 同じく冒頭の一節は次の如くである。

越王句踐即位三年而欲伐吳、范蠡進諫曰、夫國家之事、有持盈、有定傾、有節事。王曰、爲三者、奈何。對曰、持盈者與天、定傾者與人、節事者與地。王不問、蠡不敢言。天道盈而不溢、盛而不驕、勞而不矜其功。夫聖人隨時以行、是謂守時。天時不作、弗爲人客。人事不起、弗爲之始。今君王未盈而溢、未盛而驕、不勞而矜其功、天時不作而先爲人客、人事不起而創爲之始、此逆於天而不和於人。王若行之、將妨於國家、靡王躬身。王弗聽。

「進諫」は晉語・呉語に各 1 例、越語下の下文に 3 例、『管子』 3 例・『呂氏春秋』 4 例・『荀子』 1 例・『戰國策』 3 例、「國家之事」は『戰國策』 1 例、「節事」は越語下の下文に 3 例、『管子』 1 例のほか、『禮記』 禮器 1 例・哀公問 1 例、「天時」は『書』 盤庚^{*26}に 1 例見えるが、その後は、越語下の下文に 3 例、『孟子』 3 例・『莊子』 2 例・『管子』 10 例・『呂氏春秋』 2 例・『荀子』 4 例・『韓非子』 4 例・『戰國策』 1 例および『禮記』 月令 1 例・禮器 4 例・中庸 1 例^{*27}、『周禮』 1 例・『考工記』 2 例・『易文言傳』 1 例、「人事」は呉語 1 例、越語下の下文に 5 例、『孟子』 1 例・『墨子』 1 例・『莊子』 3 例・『管子』 7 例・『呂氏春秋』 9 例・『韓非子』 2 例・『戰國策』 2 例が見える。

齊吳越語の使用言語が、「前 3 世紀の標準文語」に屬することは明らかである。現行本の成書年代が前 4 世紀後半を遡ることはありえない。

齊語は『管子』小匡にはほぼ重複するが、小匡には齊語に對する附加改變が確認される^{*28}。齊語が『管子』編纂の際に採録され、改變されたものが小匡であろう。

* 26 盤庚は『左傳』隱六・莊十四・哀十一の引文に初見し、前 4 世紀前半の成書が推定される。吉本 2006 參照。

* 27 『禮記』中庸「仲尼祖述堯舜、憲章文武。上律天時、下襲水土」。武内 1943 は、中庸說に屬するものとする。

* 28 羅根澤 1931。小匡は齊語に「而秦戎始從」の一句を附加する。このような秦を戎狄視する言説は、『公羊』にも頻見し、それは齊湣王時代(300-284BC)の齊秦對立を反映する(吉本 2003b・2007)。また、『公羊』閔二「冬、齊高子來盟。高子者何。齊大夫也。何以不稱使。我無君也。然則何以不名。喜之也。何喜爾。正我也。其正我奈何。莊公死、子般弑、閔公弑、比三君死、曠年無君、設以齊取魯、曾不興師、徒以言而已矣。桓公使高子將南陽之甲、立僖公而城魯。或曰自鹿門至于爭門者是也。或曰自爭門至于吏門者是也。魯人至今以為美談、曰、猶望高子也」は、齊語「魯有夫人・慶父之亂、二君弑死、國絕無嗣。桓公聞之、使高子存之」の「二君」を「三君」に増やす。これらの事例は、齊語の『公羊』に對する先行、前 4 世紀に遡る成書を示唆する。

呉語・越語上・越語下は、越王句踐の敗戦から呉王夫差の滅亡までをそれぞれ獨自に記述し、従ってそれぞれの單行が示唆される^{*29}。

呉語については、1986年に湖南慈利石板村36號墓から呉語に重複する記述をもった殘簡が出土したことが1990年に公表されたが^{*30}、現時点では一部が紹介されているに過ぎない^{*31}。また、2008年に公刊された『上海博物館藏戰國楚竹書（七）』に『呉命』なる文獻があり、一部が呉語に重複している^{*32}。慈利36號墓は「戰國中期前段」、おおむね前4世紀前半^{*33}に編年されており^{*34}、その年代を根據に、呉語を含む『國語』が戰國前期、前5世紀後半にはすでに成書しており、慈利呉語はそこから拔粹されたものとする説がある^{*35}。

しかしながら、周魯晉楚語が365/364BC年頃の成書と目される『左傳』^{*36}を引用すること、また少なくとも現行の呉語について上掲の如く「前3世紀の標準文語」が常見することを考慮すれば、この議論は成立しがたい。むしろ、『國語』に収録される以前の呉語の單行を傍證するものといえよう。慈利呉語および上博『呉命』は呉語に見えない記述を含み、この事實は、現行呉語よりも分量の大きな原呉語が存在し、現行呉語がそこから拔粹されたことを示唆する。

越語下については、1973年に出土した長沙馬王堆帛書『經法』『十大經』『稱』との重複が認められる^{*37}。これらを戰國前・中期の著作とし、越語下を遡って戰國前

* 29 吉本1989a。

* 30 湖南省文物考古研究所・慈利縣文物保護管理研究所1990・1995。

* 31 張春龍2004。

* 32 曹錦炎2007。

* 33 戰國楚墓の絶對年代につき、湖北省荊州地區博物館1984は「戰國早期（約公元前五世紀中期至四世紀初）」「戰國中期前段（約公元前四世紀初至四世紀中期）」「戰國中期後段（約公元前四世紀中期至末期）」「戰國晚期前段、即公元前三世紀上半段（公元前278年前後）」とする。

* 34 湖南省文物考古研究所・慈利縣文物保護管理研究所1990は「戰國中期前段」の根據の一つとして、「如銅鼎與湖北江陵雨臺山Ⅱ式鼎、望山1號墓的鼎相似」を挙げるが、湖北省荊州地區博物館1984は、雨臺山Ⅱ式銅鼎・望山1號墓銅鼎を「戰國中期後段」の標識としており、慈利36號墓を「戰國中期前段」とすることは確實でない。

* 35 張春龍2004

* 36 吉本2002。

* 37 唐蘭1975。

期の著作とする見解がある^{*38}が、越語下にも「前 3 世紀の標準文語」が常見する以上、成り立たない議論である。

七

晉楚の爭霸を軸に春秋史を描いた書物は、すでに前 4 世紀第 3 四半期あたりの成書と推定される清華簡『繫年』がある^{*39}。戰國前期の記述に加えて、晉楚爭霸の前提として西周史の記述を擁する。『繫年』は紀事本末體だが、汲冢書に「國語三篇、言楚晉事」（『晉書』束皙傳）があり、前 4 世紀末までには現行の晉語・楚語に類似した、國別に言論を輯めた文獻が存在した。

『國語』は、当初は晉語とそれを補充する周魯楚語の章として編纂が開始された。その段階では晉語と並列しうる周魯楚語が想定されていなかった可能性が大きい。春秋末期以前の部分についての周魯楚語の内容の乏しさは、そのことを示唆する。ところが、編纂の過程で、周魯楚語を春秋末期まで延長して、少なくとも形式的に晉語に並立しうる程度の各國史が志向されるようになり、春秋末期部分および周語の西周部分が附加された。周語西周部分の附加は、『繫年』と同様に、霸者の時代としての春秋時代の前提として、西周時代における周王朝の衰退に言及する必要が感じられたためであろう。魯語が立てられたのは、最も重要な材料であった『左傳』が『春秋經』の傳であって、魯に關聯する材料が最も豊富に存在したためでもあろうが、何より春秋史が春秋經傳を基軸に理解されていたことに由來するものである^{*40}。

原『國語』とでも稱すべき各國史の形式をもった周魯晉楚語が成書したのは、『左傳』との重複部分の分析に基づき、前 3 世紀半ばと考えられる。この所見は、周魯晉楚語

* 38 李學勤 1994。

* 39 吉本 2013。

* 40 周王朝・魯および霸者を重視することは、周魯齊晉秦楚という『史記』十二諸侯年表の序列にも看取される。吉本 2003a ではこの序列を『史記』の獨創と考えたが、あるいは、十二諸侯年表の原資料であった『春秋曆譜』がすでにそのような序列を提示し、それは『國語』と同様の春秋史認識に由來するものであったかもしれない。

の原資料が、実際に周魯晉楚の各國に由來する由來する材料を擁する^{*41}、あるいは『左傳』のほか檀弓^{*42}の引用が確認されることから、それらの材料のあるものが前4世紀半ば以前に遡るといった原資料のありかたに抵觸するものではない。本稿では『國語』の成書過程を専ら考證し、その過程で『左傳』との関係については、いささか立ち入った検討を加えたが、『國語』の原資料に關する包括的な議論は、まずは個別的な作業を要するので別稿に委ねたい。

周魯晉楚語に齊吳越語が附加されることによって、『國語』が完成する。周魯晉楚語が、霸者の時代としての春秋時代を晉楚爭霸を基軸に理解していたのに對し、現行『國語』は、晉楚に齊吳越を加えた「五霸」の時代とする。齊晉楚吳越を五霸に見立てることは、前3世紀後半、『荀子』王霸「齊桓、晉文、楚莊、吳闔閭、越勾踐」に初見する。加えて、齊桓公の霸權を無視するという周魯晉楚語のありかたと、齊語の附加とは明白に矛盾する。周魯晉楚語が成立したのち、それを編輯した人物あるいは集團とは別の人物ないし集團が周魯晉楚語を獲得した上で、これに齊吳越語を附加したと思われる。

この附加がなされた時期について注目されるのは、齊語・越語下のみに「恆」が見える^{*43}ことである。原『國語』が前漢文帝期(179-157BC)に抄寫されて「恆」を「常」に改めたのち、文帝期以前に抄寫された齊語・越語下が附加されたことになる。一方で、「啟」は現行『國語』に常見する。こうした避諱の状況は、現行『國語』が文帝期に完成したことを示唆する。

鄭語の周語からの分離、および周語上・中の再編は上述の如く甚だ彌縫的な作業であり、王朝たる周、春秋經傳の中心となる魯に齊秦楚吳越の五霸を加える『國語』の構成を無意味に損なうものといわざるをえない。鄭語の分離は、『國語』が一旦成立

* 41 楚語上 07 左史倚相敝申公子臺の申公子臺は、その他の傳世文獻には見えないが、『上海博物館藏戰國楚竹書(六)』(2007)の『申公臣靈王』に見える。申公子臺關係の説話が楚地の作品であることを示唆する。

* 42 吉本 1992。

* 43 齊語「故士之子恆爲士」「故工之子恆爲工」「故商之子恆爲商」「故農之子恆爲農」・越語下「必有以知天地之恆制」「因陰陽之恆」「未有恆常」。

したのち二次的に施されたものと思われるが、その動機はなお存疑に付せざるをえない。

引用文献

- 曹錦炎 2007 「吳命」、『上海博物館藏戰國楚竹書（七）』、301-325 頁、上海古籍出版社。
- 仇利萍・楊世文 2012 「《國語》學的奠基與展望—近 10 年來《國語》研究述評—」、『北京理工大學學報（社會科學版）』 14-3、142-146・156 頁。
- 方詩銘・王修齡 1981 『古本竹書紀年輯證』、上海古籍出版社。
- 郭萬青 2013 「1958 年以來的《國語》研究概述」、『知識管理論壇』 2013-8、44-49 頁。
- 湖北省荊州地區博物館 1984 『江陵雨臺山楚墓』、文物出版社。
- 湖南省文物考古研究所・慈利縣文物保護管理研究所 1990 「湖南慈利石板村 36 號戰國墓發掘簡報」、『文物』 1990-10、37-46 頁。
- 1995 「湖南慈利縣石板村戰國墓」、『考古學報』 1995-2、173-208 頁。
- Karlgren, Bernhard. 1926 *“On the Authenticity and Nature of the Tso Chuan”*, Göteborg. 小野忍譯『左傳真偽考』、文求堂書店、1939。
- 金谷治 『管子の研究：中國古代思想史の一面』、岩波書店、1987。
- 李學勤 1994 「范蠡思想與帛書《黃帝書》」、『簡帛佚籍與學術史』、320-328 頁、時報文化出版企業有限公司。
- 羅根澤 1931 「“管子”探源」、『諸子考索』、422-500 頁、人民出版社、1958。
- 野間文史 2010 『春秋左氏傳その構成と基軸』、研文出版。
- 大野峻 1969a 「中國古典の國語・論語の語の意味と論語の對話の分析」、『東海大學紀要』 文學部 11、1-16 頁。
- 1969b 『國語』、明德出版社。
- 1969c 「國語の諸國と鄭語の疑問點」、『東海大學紀要』 文學部 12、13-26 頁。
- 1975 『國語』 上、明治書院。
- 1978 『國語』 下、明治書院。
- 上海師範大學古籍整理組 1978 『國語』、上海古籍出版社。
- 武內義雄 1943 「易と中庸の研究」、『武內義雄全集』 3、角川書店、1979。
- 唐蘭 1975 「馬王堆出土《老子》乙本卷前古佚書的研究—兼論其與漢初儒法鬭爭的關係」、『考古學報』 1975-1、7-38 頁。
- 山田崇仁 2004 「歷史記錄としての『春秋』— N-gram モデルと統計解析法による分析—」、『中國古代史論叢』 1、13-42 頁。
- 吉本道雅 1986 「春秋國人考」、『史林』 69-5、1-42 頁。のち吉本 2005 中編第二章。
- 1989a 「越絶書小考」、谷川道雄編『昭和 63 年度科學研究費補助金總合研究（A）研究成果報告書中國邊境社會の歷史的研究』、12-17 頁、京都大學文學部。
- 1989b 「國語小考」、『東洋史研究』 48-3、1-31 頁。
- 1992 「檀弓考」、『古代文化』 44-5、38-46 頁。
- 2002 「左傳成書考」、『立命館東洋史學』 25、1-21 頁。
- 2003a 「史記編次考」、『東亞文史論叢』 2003、187-224 頁。

- 2003b「春秋三傳小考」、『東亞文史論叢』2003、175-186 頁。
- 2005『中國先秦史の研究』、京都大學學術出版會。
- 2006「夏殷史と諸夏」、『中國古代史論叢』3、1-30 頁。
- 2007「中國古代における華夷思想の成立」、夫馬進編『中國東アジア外交交流史の研究』、4-30 頁、京都大學學術出版會。
- 2013「清華簡繫年考」、『京都大學文學部研究紀要』52、1-94 頁。
- 張春龍 2004「慈利楚簡概述」、艾蘭・邢文編『新出簡帛研究』、4-11 頁、文物出版社。
- 朱淵清 2002「馬承源先生談上博簡」、『上博館藏戰國楚竹書研究』、1-8 頁、上海書店出版社。